

平成28年第4回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年12月7日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 認定第1号 平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第 6 議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第3号 長南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第4号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 小学校児童通学補償費支給に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 平成28年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 議案第7号 平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岩瀬康陽君	2番	御園生明君
3番	松野唱平君	4番	河野康二郎君
5番	森川剛典君	6番	大倉正幸君
7番	板倉正勝君	8番	左一郎君
9番	加藤喜男君	10番	仁茂田健一君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
14番	松崎剛忠君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	副	町	長	麻	生	由	雄	君							
教	育	長	小	高	憲	二	君	会	計	管	理	者	常	泉	秀	雄	君				
総	務	課	長	田	邊	功	一	君	企	画	政	策	課	長	田	中	英	司	君		
財	政	課	長	土	橋	博	美	君	税	務	住	民	課	長	仁	茂	田	宏	子	君	
保	健	福	祉	課	長	荒	井	清	志	君	産	業	振	興	課	長	岩	崎	彰	君	
農	地	保	全	課	長	松	坂	和	俊	君	建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君
ガ	ス	課	長	大	杉		孝	君	学	校	教	育	課	長	永	野	真	仁	君		
学	校	教	育	課	主	幹	浅	生	博	之	君	給	食	所	長	中	村	義	貞	君	
生	涯	学	習	課	長	岩	崎	利	之	君											

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	大	塚	孝	一	書	記	鈴	木	直	幸
書	記	片	岡	勤									

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成28年第4回長南町議会定例会第1日目を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 左 一 郎 君

9番 加 藤 喜 男 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、大倉正幸君。

〔議会運営委員長 大倉正幸君登壇〕

○議会運営委員長（大倉正幸君） おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月28日に委員会を開催し、平成28年第4回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の一部改正4件、廃止1件、補正予算2件の計7議案が議題とされているほか、議員発議1件が予定されています。議員発議は、政府・国会へ「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出を行うため、議長へ提出いたします。

また、一般質問は6人の議員が行うことになっています。

なお、本日付で、決算特別委員長から平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算に係る決算特別委員会審査報告書が提出され、決算認定も議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日7日から9日の3日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問については、議案の内容説明終了後、質問順位1番から5番までを7日に行い、質問順位6番を9日に行うことといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成28年第4回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日7日から9日までの3日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日7日から9日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案7件、決算特別委員長、左 一郎君から決算特別委員会審査報告書の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等については配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求めた者、同法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成28年8月分から10月分の例月出納検査結果、同法第199条第9項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成28年度の定期監査結果並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号の報告、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第5、認定第1号 平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

決算特別委員長、左 一郎君。

〔決算特別委員長 左 一郎君登壇〕

○学校誘致特別委員長（左 一郎君） おはようございます。

ご指名をいただきましたので、決算特別委員会の報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月定例会において設置されると同時に、平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定につい

での付託を受け、9月16日に第1回目の決算特別委員会を開催し、委員長に私、左 一郎、副委員長には仁茂田健一委員が選出されました。

また、付託案件の審査は詳細かつ慎重な審査が必要なため、継続審査を要すると委員会で決定し、議長に対し継続審査の申し出を行い、議会の承認を得、継続審査とされたところであります。

第2回目の決算特別委員会は去る10月7日に開催し、審査を行い、採決の結果は、賛成6、反対1で原案のとおり認定されました。

審査では、執行部から町長以下各所管課長の出席を求め、予算の執行が適正に、しかも住民福祉向上に寄与されたかどうか等、着眼する中で厳正な審査を行い、計数については、監査委員の監査意見書のとおり過誤なきものと認められたところであります。

一方、適正で経済的かつ効果的な予算執行の観点から、今後の予算執行に際しては一層の検討を加え、改善すべきものと要望した事項が幾つかあります。それらの諸点については、執行部の適切な措置を期待するものであります。

なお、主な要望事項について以下申し上げます。

1つ、国県の補助金・交付金の活用について。

少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費などの増大が見込まれる一方、財政については、地方交付税をはじめとした財源の安定的な確保は予断を許さない状況である。今後の各種施策推進に当たっては、国・県の動向を注視し、補助金等の確保に努め、積極的な政策展開と財政の健全化を両立させる財政運営に努められたい。

2つ、ふるさと納税について。

ふるさと納税は、平成27年7月のリニューアルで返礼品をふやし、還元率も改め、一定の効果を上げているが、その中で、ゴルフ場利用券の返礼を希望する納税が増大する一方、長南町産農産物等の返礼は伸び悩んでいる。ふるさと納税制度は長南町の特産品をPRする手段でもあるので、より有効な広報に取り組みられたい。

3つ、実質収支額の有用な活用について。

平成27年度の実質収支額は8億7,367万2,000円と例年になく収支額となっている。地方創生総合戦略などに掲げる各種事業が計画、進行され、事業の実施に当たっては、この実質収支額の活用も念頭に置いていることだと思うが、活用にあたっては、計画を持って議会を含む各種関係機関とも協議する中で、より有用な活用を望む。

以上のとおり、本委員会は要望事項を付し、平成27年度一般会計歳入歳出決算を決算書のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって決算特別委員会の報告を終わります。

平成28年12月7日、決算特別委員長、左 一郎。

○議長（板倉正勝君） これで委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

委員長に対する質疑は、審査の経過及び結果についての質疑に限られますので、ご了承願います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まずは原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○1 2番（和田和夫君） 平成27年度一般会計決算は、米満住宅跡地に若者定住促進奨励金を使用して戸建て住宅が売り出され、人口の増加が期待されています。また、任意予防接種のおたふく風邪を公費負担の助成にし、出産祝い金を10万円引き上げて30万円にしました。

しかし、町民は、高過ぎる国民健康保険税の支払いや介護保険料をもっと引き下げて、福祉や暮らしを守ってほしいと多くの方が望んでいます。

よって、平成27年度決算に反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、御園生 明君。

○2番（御園生 明君） 賛成討論をいたします。

この決算特別委員会は、私も委員会の一人でございますが、委員会につきましては、慎重に審議され、先ほどの委員長からの報告のとおり、要望も出し、認定するものとしたものでございます。

決算の内容につきましては、町の条例及び規則に準じ執行されておりますので、適正と考えますので賛成するものでございます。

以上。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告を認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

認定第1号 平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第6、議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第7号 平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第7号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、所得税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布され、また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されました。これに伴い一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、長南町税条例の一部改正と同様に、各法律の一部改正の公布に伴い一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 長南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、平成28年度をもって町立4小学校を閉校とし、新たに中学校に隣接して開校する統合小学校の名称及び位置を定めるため改正をするものでございます。

次に、議案第4号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、ガスシステム改革に伴うガス事業法の改正に伴い、ガス小売事業及び一般ガス導管事業の2つの事業区分に応じた所要の改正をするものであります。また、租税特別措置法等の改正に伴い、石油石炭税の税率に地球温暖化対策のための税率が、二酸化炭素の排出量に応じて引き上げられることから、この上乘せ分をガス料金に転嫁するため、料金の改正をそれぞれしようとするものでございます。

次に、議案第5号 小学校児童通学補償費支給に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本案は、統合小学校のスクールバスの運行に伴い、条例の廃止をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算につきましては、農林水産業費では、集積地区確定による農地中間管理機構集積補助金の追加を、土木費では、補助事業費の交付額決定に伴う地籍調査業務委託及び利根里線の事業見直しに係る補助道路改良工事費の減額補正並びに道路維持工事費と町営住宅の火災に伴う解体工事費の追加を、教育費では、統合小学校開校に向けたスクールバス乗降場整備工事費の追加が主な補正内容となっております。

歳入歳出それぞれに2,275万7,000円を減額し、予算の総額を47億3,323万円にするものでございます。

最後に、議案第7号 平成28年度介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、本年度予定しております日常生活圏域ニーズ調査に在宅介護実態調査を追加するもので、歳入歳出それぞれに54万円を追加し、予算の総額を10億8,344万8,000円にするものでございます。

以上、議案第1号から議案第7号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号及び議案第2号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長 仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、今回の改正は国際間の関係によるものでございまして、日本と台湾との間で日台租税取り決めが平成27年11月26日に結ばれました。これによりまして、所得税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布され、さらに、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されたところでございます。

これらの法律改正によりまして、所得税関係の主な改正が3点ございます。1点目が、日台租税取り決めにより、日本国居住者が免税とされる政府機関系の金融機関などから受け取る利子や配当などについては、源泉徴収義務が解除されたこと。2点目が、源泉徴収の義務が解除されたことにより申告義務が課されたこと。3点目が、申告する際は、利子所得は分離課税とし、配当所得については総合課税と分離課税の選択制とされたところでございます。

これらに伴い長南町税条例の一部改正が必要となりまして、2の改正の内容でございますが、1の附則第20条の2第1項及び第3項につきましては、日本と台湾では国内法上の課税の取り扱いが異なる組織体なので、台湾に所在する政府機関系の金融機関などを通じて、日本国居住者が国内において支払いを受ける利子等を特例適用利子等とし、配当等を特例適用配当等と新たに規定するものでございます。これらの特例適用利子等及び特例適用配当等につきましては、個人町民税の所得割の税率を100分の3とさせていただくものでございます。

2の附則第20条の3につきましては、第20条の2を新たに追加することによる条の整備及び法律改正に伴う規定の整備でございます。

施行の日は平成29年1月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の7ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の10ページをお開きいただきたいと存じます。

先ほどの長南町税条例の一部改正の内容と関連がございまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得が個人住民税に反映されることから、長南町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりました。

2の改正の内容でございますが、1の附則第10項では特例適用利子等の課税の特例を追加し、附則第11項では特例適用配当等の課税の特例を追加いたしまして、これらの所得を国民健康保険税算出時の所得割の算定及び減額基準の算定に用いるための規定でございます。

施行の日は平成29年1月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号につきまして、ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号及び議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

学校教育課主幹、浅生博之君。

〔学校教育課主幹 浅生博之君登壇〕

○学校教育課主幹（浅生博之君） それでは、議案第3号 長南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明させていただきます。

議案書の10ページをお開き願います。

議案第3号 長南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

概要書及び新旧対照表は参考資料の15ページと16ページになりますので、あわせてごらん願います。

ご案内のとおり、長南小学校、東小学校、西小学校及び豊栄小学校を統合した新たな小学校を平成29年4月に開校するため、新校舎の建設は完成したところでございますが、その他につきましては開校の準備を進めているところでございます。

その開校に向けまして、1つに学校名を決定する必要がございます。つきましては、学校名を長南小学校とさせていただきます、その位置は、中学校の敷地内にありますので、長南町長南2060番地とさせていただくものであります。

また、統合小学校の設置に伴い、現在の4小学校につきましては廃止することとし、条文から削らせていただきたいと存じます。

なお、長南小学校という名称でございますが、平成26年度に町民の方を対象に校名の募集を行い、長南小学校が半数以上を占めるという結果となりました。これを踏まえまして、小中一貫校設立委員会において検討いただき、アンケート結果を尊重することで、設立委員全員異議なしとの結論に達しましたので、長南小学校とさせていただくものです。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、附則でございますが、条例の施行期日を学校の設置に合わせまして平成29年4月1日とさせていただきます。

くものです。

以上、大変簡単でございますが、長南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

〔ガス課長 大杉 孝君登壇〕

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、議案第4号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の12ページをお開き願いたいと思います。

議案第4号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

提出理由でございますが、参考資料の17ページとあわせてごらんをいただきたいと思います。

本条例案は、ガスシステム改革、ガス小売自由化に伴うガス事業法の改正による所要の改正を行うこと及び租税特別措置法等の改正による石油石炭税の税率の引き上げに伴う上乗せ課税分をガス料金に転嫁するため、料金の改正をお願いするものでございます。

まず、資料の1でございますが、1つ目の改正の趣旨では、ガスシステム改革によるガス事業法改正に伴う供給条例の一部を改正するものでございます。

2つ目の改正内容ですが、（1）の第1条関係では、ガス事業法改正により、一般ガス事業をガス小売事業と一般ガス導管事業の2つの事業区分に応じた規定の改正を行うものでございます。ガス小売事業では自由化により国の料金規制はなくなり、一般ガス導管事業は、供給区域の規制はそのまま残り、維持管理する導管により新規参入小売事業者宅送供給を行うなどの事業となります。

（2）の第28条関係では大口供給に関するところで、小売り全面自由化により、ガス事業法上、大口供給の概念はなくなりますが、従前どおりその位置づけは変わらないとされ、現行と同様の大口供給を行う場合は条例上で定義するというものでございます。大口の年間供給料は従前のおりで、料金は上限額及び下限額を規定し、上限額を、一般契約に適用する料金表のうち料金表Aの基準単位料金を上限とし、大口供給以外の使用者の利害を阻害するおそれがない金額を下限額とし、その範囲内で設定するものでございます。現行のガス事業法に準拠したものでございます。大口の年間供給料は、長南ガスの12Aに換算しますと12万立方メートル以上となります。

料金の上限額は、参考資料の20ページになりますが、別表2の第3項、料金表Aで使用量25立方メートルまでの料金となり、（2）の基準単位料金で、右側の現行の場合、税込みで1立方メートルにつき78円87銭が上限料金となります。これが一般料金の最高額となります。下限料金は一定の採算性を確保すべき額とされており、従前の法令のおりでございます。

17ページに戻っていただきたいと思います。

(3)の第30条関係では、ガスシステム改革、ガス事業法改正により、需要家保護のため、最終保障供給条件を追加するものでございます。小売り自由化により新規参入小売事業者が需要家と契約した後、倒産等した場合には、最終保障供給条件により、ガスを敷設した本町、一般ガス導管事業者が、需要家に対し保障供給を行うものでございます。

次に、参考資料の18ページをお願いいたします。

参考資料2となります。1の改正の趣旨では、租税特別措置法が改正され、現行の石油石炭税の税率について、地球温暖化対策のための税の税率が二酸化炭素の排出量に応じて課せられることになり、この上乗せ分をガス料金に転嫁するため改正させていただくものでございます。

2つ目の改正内容は、天然ガスに係る現行の石油石炭税は1トン当たり1,080円でございます。これに地球温暖化対策のための税1トン当たり780円が上乗せ課税となります。この上乗せ分1トン当たり780円を長南町ガスの1立方メートル当たり換算しますと、計算式のとおり、長南ガスの1立方メートル当たり0.51円、51銭の上乗せ課税となります。

この上乗せ分を、参考資料の20、21ページとなりますが、別表第2の一般契約に適用する料金表、料金A、B、Cとありますが、このうち(1)の基本料金を除く(2)の基準単位料金の税抜き単価にそれぞれ1立方メートル当たり51銭を加え算出した料金に改正をさせていただくものでございます。標準家庭での月の使用量52立方メートルの場合、税込みで4,506円となり、28円程度の値上げとなります。現量ガス単価に上乗せ課税となりますので、利益につながるものではございません。

議案書の14ページとなります。附則では、施行期日は平成29年4月1日から施行するもので、経過措置として、改正後の長南町ガス供給条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されたものについては、なお従前の例によるものでございます。これは5月検針分の使用料から適用とするものでございます。

以上、長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

大変雑駁な説明ではございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

学校教育課主幹、浅生博之君。

〔学校教育課主幹 浅生博之君登壇〕

○学校教育課主幹（浅生博之君） それでは、議案第5号 小学校児童通学補償費支給に関する条例を廃止する条例の制定につきまして説明させていただきます。

議案書の15ページをお開き願います。

議案第5号 小学校児童通学補償費支給に関する条例を廃止する条例の制定について。

小学校児童通学補償費支給に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成28年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

概要書は、参考資料の24ページになりますので、あわせてごらん願います。

小学校児童通学補償費支給に関する条例（昭和47年長南町条例第27号）は、廃止させていただくものでございます。

本条例につきましては、片道4キロを超えて各小学校区の限られた区域から通学する児童に対しまして、通学補償費を昭和47年度から距離に応じて保護者の方に支給しているものでございます。しかし、ご承知のとおり、平成29年4月の統合小学校開校に向けましては、児童の通学手段といたしましてスクールバスの運行を行います。このスクールバスは、町内全域にわたるよう50カ所程度のバス停を設けます。これによりまして、遠距離通学児童が事実上解消されることから、本条例の廃止をお願いするものでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、附則でございますが、平成29年4月1日から施行させていただくもので、廃止前の通学補償費は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変簡単でございますが、小学校児童通学補償費支給に関する条例を廃止する条例の制定について、説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これでは、議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第6号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

議案第6号 平成28年度長南町一般会計補正予算について。

平成28年度長南町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成28年度長南町一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成28年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,275万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,323万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。変更でございますが、情報セキュリティ強化のため、システム改修費が生じることによる負担金増に伴いまして、ちば電子調達システムサービス使用料、電子入札に係るものですが、この限度額290万7,000円を325万7,000円に変更させていただくものです。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。変更でございますが、過疎対策事業債の借り入れのうち、補助事業として実施しております町道利根里線道路改良工事の事業見直しに伴い970万円を減額し、過疎対策事業債の借入額2億170万円を1億9,200万円にするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。1項総務管理費、14目諸費では税等還付金を追加し、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料では、マイナンバー制度に対応するため障害者自立支援システム改修委託料の追加を、28節では介護保険特別会計繰出金の追加をさせていただくものです。

次に、4款衛生費でございますが、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、民生費の委託料と同様に、マイナンバー制度に対応するため健康管理システム改修委託料を追加し、3目母子保健費では、利用回数の増加に伴い子ども医療費扶助144万円を追加させていただくものです。

民生費、衛生費の特定財源につきましては、国庫補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金でございます。

次に、5款の農林水産業費でございます。1項農業費、3目農業振興費では、集積地区の確定により農地中間管理機構集積補助金577万9,000円を、新規就農者受け入れ農家支援として青年就農給付金30万円を、婚活パーティー参加申し込み増に伴う結婚相談事業補助金5万円を、それぞれ追加するものです。特定財源につきましては国庫補助金で、農地中間管理事業機構集積協力金577万9,000円を充てさせていただいております。

7目は場整備費、13節委託料及び15節工事請負費は、利根里地区の排水路整備工事の設計委託料を精算により減額し、工事費へ追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。

7款土木費でございます。1項土木管理費、2目地籍調査費では、地籍調査業務委託料の交付額決定により4,204万円を減額するものです。特定財源の減額は、地籍調査事業県負担金によるものです。

2項道路橋梁費、2目道路維持費では、設計額確定による舗装本復旧工事費349万円の減額と、道路維持工事費及び補助道路修繕工事であります町道倉持水沼線のり面修繕工事の追加をするものでございます。その他の特定財源の減額は、舗装本復旧工事費負担金によるものです。

3目道路新設改良費は、補助事業であります町道利根里線の事業見直しに伴い、全額を減額させていただくものでございます。特定財源の減額は、国庫補助金の社会資本整備総合交付金と地方債、過疎債によるものでございます。

4目橋梁維持費では、栗ノ須橋のかけかえ工事に伴いまして電柱移転補償費を追加するものです。特定財源につきましては、単独事業で予定しておりました橋梁長寿命化修繕計画策定委託料が、国庫補助金、社会資本整備総合交付金の対象となったことによりまして、990万円を充てさせていただいております。

4項住宅費、1目住宅管理費では、町営住宅火災による解体工事費510万円の追加をするものです。その他の特定財源につきましては火災共済給付金でございます。

9款教育費でございます。2項小学校費、1目学校管理費では、統合小学校建設に当たり、12節で建物火災保険料を、13節で警備業務委託料をそれぞれ追加し、3目学校施設整備費では、統合小学校開校に向けたスクールバス乗降場整備工事費920万円を追加するものです。

次に、歳入についてご説明をいたします。9ページにお戻りいただきたいと存じます。

10款地方交付税は、一般財源所要額として1,490万7,000円を追加するものですが、この中で特別交付税につきましては、地籍調査業務委託料の交付額決定によりまして、841万4,000円の減額をさせていただいております。

12款から21款町債までの特定財源につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

なお、債務負担行為の補正に係る調書は12ページに、また、地方債の補正に係る調書は13ページに明細を記載してございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第6号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます

○議長（板倉正勝君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

議案第7号 平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。

平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条をごらんいただきたいと思います。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に54万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,344万8,000円とするものでございます。

7ページ目をお願いいたします。歳出から説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において54万円の増額をお願いするものでございます。本年度、第7期の介護保険事業計画作成に向けて日常生活圏域ニーズ調査を予定しておりますが、この9月28日に開催された国の説明会において、今回の調査を介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に改めるとともに、在宅で要介護認定を受けている高齢者を対象に、在宅介護実態調査を追加実施するとして指針が示されました。この指針を受けて、在宅介護実態調査に必要な業務委託料50万円と、アンケート調査票発送のための郵便料4万円の追加補正をお願いするものでございます。調査対象は、在宅サービスの受給者全員、約300名を予定しているところでございます。

次に歳入です。6ページをお願いいたします。

歳入については、8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目運営費繰入金の増額で対応しておるところでございます。

以上、議案第7号 平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第6、議案第1号から日程第12、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号から日程第12、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時20分を予定しております。

（午前10時01分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第13、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は6人です。

本日は、質問順位1番から5番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はございませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 和田和夫君

○議長（板倉正勝君） 初めに、12番、和田和夫君。

〔12番 和田和夫君質問席〕

○12番（和田和夫君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。日本共産党の和田和夫です。

最初、給食について質問いたします。

給食費について、過去3年間、給食費の総額、給食の人数、滞納額と滞納人数、また滞納の件数について、状況をお答えください。

2つ目は、給食費の無料化についてでございます。

学校給食は、1889年に山形県の小学校で貧困児童を対象に提供したのが始まりとされております。戦時中は食糧不足になり中断をされましたが、子供たちの栄養状況の悪化から、戦後の1947年、昭和22年に再開されました。

憲法は26条で、小・中学校の義務教育は無償とされておりますが、教育基本法では無償は授業料だけとされております。また、学校給食法では、施設の整備費や調理員の人件費は設置した自治体、それ以外は保護者の負担となっております。

給食費の無料化は、1951年に山口県和木町で始まり、北海道の三笠市が人口対策として実施をして、2006年以降全国に徐々に広がってきております。2012年には山梨県の早川町と丹波山村で、給食費のほか、教材費、修学旅行費などが無料となって、義務教育にかかわる費用の無償化が実現をしました。政府の経済財政諮問会議も、子育て支援として給食費無料化の検討を打ち出しております。小学校や中学校で提供される学校給食を無料にする自治体がふえております。

少子高齢化・人口減少に悩む自治体が、子育て環境を充実させて移住者をふやそうという政策の一つです。全日本教職員組合が今年4月に発表した調査によりますと、回答のあった1,032区市町村・広域連合のうち、給食費の補助制度があるのは19.3%の199区市町村、小・中学校とも全員対象、全額補助、いわゆる無料化制度は、2014年、2015年から開始した自治体は34.7%を占め、ここ数年で前進したことがうかがえます。

私たち日本共産党茂原長生郡議員団は、学校給食を無料化している栃木県の大田原市を視察してきました。津久井市長が学校給食無料化を公約に掲げて当選し、直後に東日本大震災で被災をしました。当初、平成23年度は2,000円を補助、小学生2,100円、中学生2,800円が保護者の負担でした。平成24年10月から実施をし、財源は平成28年度で2億7,000万円です。

津久井市長は人間形成が大切と当初から言っており、また、初めは被災をした庁舎も新築をしないと、大型道路、箱物をつくらぬとの考えです。市長の財源に対する考え方は、①市長の退職金はゼロに近づける、②管理職手当、職員地域手当を削減、③議員報酬の削減、これらは4年間実施してきました。地域手当の削減は現在も継続しております。④公共施設は民間に指定管理者制度で委託をし、⑤学校給食の調理業務は民間委託など、財政の捻出に苦労しておりました。

このほかには、山梨県の南アルプス市で574万円の予算で70人、また、京都府の伊根町は790万円で54人、北海道三笠市、山梨県の早川町、丹波山村でも実施しております。また、滋賀県長浜市では、6,000人の対象で今年の2学期から実施したと聞いております。県内でも大多喜町が平成29年度から中学生に実施すると聞いております。

そこで質問ですが、1つ目は、給食費を段階的に無料にして、人口減対策、子育て支援をし、移住者をふや

していく長南町にしていく考えはどうか、お答えください。

2つ目は、財源は、町長の退職金を活用したり、毎年1億5,000万円程度の繰越金などの財源を活用するなどしてどうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、中村義貞君。

○給食所長（中村義貞君） ただいまの和田議員さんからの質問ですが、まず3カ年の滞納状況につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

それでは、3カ年の滞納状況についてですが、平成25年度の給食費の請求総額は3,271万円、給食人数は597人、滞納額は247万円、滞納人数は36人、滞納件数は27世帯です。続きまして、平成26年度の給食費の請求総額は3,204万円、給食人数では562人、滞納額では282万円、滞納人数は38人、滞納件数は25世帯です。そして、平成27年度の給食費の請求総額は3,124万円、給食人数では549人、滞納額は280万円、滞納人数は32人、滞納件数は21世帯となっているところであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 和田議員さんのほうから、給食費の無料化、段階的に行っていったらどうかと、そういうご質問であります。

いろいろと、無料化というか、給食費に助成をしている団体もふえてきているということのお話でありますけれども、給食費の負担については、先ほど和田議員さんもおっしゃっていたように、学校給食法に明文規定がございまして、その中で負担割合が定められています。施設とか維持管理、人件費等に係る経費については設置者が負担すると、そしてその他の費用については保護者負担ということになっています。そういった中で、保護者負担というのは食材料費というふうに認識しております。ですので、食材料費を無料化にしていくかどうかというような話になってくるかと思っておりますけれども、私は基本的には、子供たちの口にするものについては、保護者負担でもいいのかなというふうに思っています。

子育て支援あるいは人口減少対策の中で移住者をふやすために、こういう制度を設けたらいいかと、そういう一つの考え方としてあることはあると思います。思いますけれども、まだまだ本町には、人口減少対策あるいは子育て支援対策、ほかにもいろいろあるわけでありまして、とりあえずそちらのほうを優先させていただきたいというふうに思っております。

ただ、給食費についても、経済的な負担で給食費が賄えないという家庭もあることはあります。そういったところには就学援助制度というものがございまして、これはその制度の中で給食費を全額支給しているということでもあります。したがって、本町に、給食費を無料化する、助成していくという特別な事情が出てこない限り、現行でいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 給食費の無料化のことで、県内でどういう状況なのか私は調べてみました。特に旭市と匝瑳市では、小学校、中学校に通っていて、それぞれ3人以上在学している児童・生徒には半額を補助し、

第4子以降は9割を援助しています。また、いすみ市では、18歳未満の第3子以降に全額を補助しているなど、県内で12市町村がこのように何らかの援助を行っております。

そして、何よりも長南町の子供たちは大切だという、そういう認識を持って、少子化対策推進条例などをつくって、少子化対策の一環として、いろいろありますけれども、大きな柱としていくことについてはどうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） ほかの自治体のお話がありましたけれども、それぞれ自治体の事情があつていろいろと取り組んでいることと思つています。

本町の場合は、少子化対策、子育て支援といつても、いろんな観点から取り組んでおります。給食費を検討する前に、保育所の保育料をどうするかという問題もありますし、また義務教育であれば、教育振興費にどのくらいまだまだ助成できるのかと、いろんな問題を抱えているわけでもありますので、子育て支援、少子化対策というものについては、町として総合的に検討した中で、優先順位をつけていくべきというふうに思つております。

とりあえず今は、子育て交流館もつくつて、育児に大変苦勞している保護者の皆さんの拠点となる施設もありますので、そういったものの中でまたいろんなご意見を伺つていって、長南町の子育て支援に何を一番優先させてやるべきかということ、またいろんなお話を聞きながら取り組んでいきたいというふうに思つております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） なかなか難しいこととは思いますが、やっぱり少子化対策として取り組んでいただきたい、そのように思います。

2つ目の問題に移ります。東京家政大学との協働について伺います。

長南町の特産品を使ったどんぶりメニュー開発コンテストが行われ、11月3日の長南フェスティバル2016で表彰がされました。このコンテストはどのように行われたのでしょうか。また、でき上がったメニューの紹介とレシピはどのように町民の皆さんに知らせていくか、お答えください。お願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今ご質問の東京家政大学との協働ということで、本町の特産品を使ったどんぶりメニュー開発コンテストを東京家政大学との協働事業によって実施したところであります。学生の皆さんにメニュー案を募集したところ、どんぶりメニューのレシピ提案書は28名の学生から提出され、1次審査において10名のレシピに絞り込んで、その後、10月24日に実物審査によるコンテストが行われたところであります。その結果、最優秀賞など6名の方々のレシピが選ばれて、その受賞者には、ただいまお話があつたように、長南フェスティバル式典にて表彰いたしましたところでございます。

このレシピについては、現在、大学において監修を行っておりますので、終了した後はメニューの紹介を

していきたいと考えております。紹介先といたしましては、町内の食堂、ゴルフ場、レストラン、町給食所などを考えていますが、多くの方に召し上がっていただけるようお願いをする予定でございます。町民の皆様には、町の広報やホームページで紹介していきたいと考えています。

今後については、特産品を使ったメニュー開発は、まち・ひと・しごと創生総合戦略において5品目を目標としていますので、新たな品目でのメニュー開発をお願いしていきたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 施設や多くの方に紹介していくという件なんですけれども、広報とホームページで紹介をするということなんですけれども、学校給食のメニューなどに取り入れていく考えはないのかということが1つ。それともう1つは、広報とホームページだけではなくて、もっとそれを普及していくために各家庭に配る考え方はないのかということについて、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問、給食のほうにもというお話、まずさせていただきたいと思えます。

給食所の所長のほうにもご相談をさせていただいたところですが、給食につきましては、人数500人先の食事をつくるということになりますので、時間的にも制限がかかってしまうということもありますので、私どもとすると、監修が終わった後にレシピの提供をさせていただきたいと思えますけれども、その辺の時間的な制限があって、提供できるかどうか検討していただくということで、お話はさせていただいております。

それから、周知の方法ですけれども、町の広報とホームページは今考えておりますけれども、またレシピの印刷物もできればいいなということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） これからの方向性なんですけれども、それはどのようにしていくのか。これは今回限りだけにしていくのかどうか、考えを伺いたしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 今後に関してでございますけれども、先ほど町長からもお話しさせていただきましたけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては5品目を目標としておるところでございます。そういうことで、新たな品目でメニュー開発、大学側と協議いたしまして、どのような品目がいいのかもあわせて協議していきながら、開発を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） ぜひ研究して、やっぱり長南町の特産品をもっと多くの方に知っていただきたいと思えます。

3つ目は、企業版ふるさと納税についてです。

企業版ふるさと納税は、地方自治体が企画立案をしたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の中から内閣府が認定した事業に対して寄附をした企業に税額控除の措置を行う制度です。民間企業は税制上の優遇措置を受けられ、寄附額は法人住民税で2割が控除できます。企業における一事業当たりの寄附額の下限は10万円からとされており、税負担の軽減効果が2倍にもなって、少額寄附にも対応されており、企業による地方創生の応援団の輪が広がりました。地方自治体は、いただいた寄附金で事業を実施することができるというものです。

企業版ふるさと納税、地方創生応援税制の第1回認定事業は、6県81市町村の102事業が認定を受け、事業費は323億円となっています。また、この11月25日はさらに55件が追加をされています。第3回が平成29年1月までの申請、3月中には認定の予定となっています。

この企業版ふるさと納税に応募して事業展開をしていく町の考えはないか、また、町としての取り組みについて伺います。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 和田議員さんの企業版ふるさと納税の創設ということになるかと思いますが、これにつきましては、平成28年度税制改正におきまして、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税が創設されたところです。これは、地方公共団体が行う地方創生事業に対する企業の寄附に対して、税制控除の優遇措置が新たに設けられたものです。

先ほど和田議員さんもおっしゃられましたが、この制度にのっとって企業に寄附していただくためには、町としては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を企画立案して、それを内閣府に地域再生計画として申請し、認定を受ける必要があります。また、地域再生計画を申請するに当たっては、長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業である必要があります。

したがって、町といたしましては、総合戦略に掲載された事業のうち、しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくりなどの観点から効果の高い事業について、企業が応援していただけるような寄附金活用事業として企画立案していくことができるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） なかなかこの事業は、さっきお話をしたように、9月の段階で102、また、11月の段階で55しか申請をされていないということで、ふるさと納税に協力してくれる企業、そういうものが必要になってくると思いますけれども、これからも町としていろいろ考えて、ふるさと納税の企業版について検討してくださいようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時10分を予定しております。

(午前10時50分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 加藤喜男君

○議長（板倉正勝君） 次に、9番、加藤喜男君。

〔9番 加藤喜男君質問席〕

○9番（加藤喜男君） 9番の加藤喜男です。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

今回、大きく分けて3つでございますが、初めに本町におけるソーラー発電への対応ということでお聞きをいたします。

民主党の、これは菅政権時代の2012年7月から、国による再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まり、我が家では、平均して毎月1,900円の再エネ発電賦課金なるものが課せられており、年間に2万2,800円程度の出費となって、大いに迷惑をしているところなんですけれども、国全体としますと年間3兆円程度を利用者が負担するというこのようでございます。

この買い取り制度でのソーラー発電の場合は、当初、10キロワット以上の大型で約1キロワット当たり40円と、なおかつ20年間買い上げるという制度であり、この制度によりメガソーラーなるものが、大きな遊休地等を利用した発電設備が全国的に出現してまいりました。

このソーラー発電の認定済みが全て稼働しますと、総発電量は年間7,000万キロワットということのようであります。原発の70基分に相当するということを知っております。

このソーラー発電は、原発事故等や、クリーンなエネルギーはぜひとも必要であり、国民の支持を得ていたわけですが、ここに来て、一般需要家からの賦課金が高いという反発も出てきたり、各電力会社の受け入れ能力にも問題が出てくるようになりました。平成23年には建築基準法の適用が除外されまして、買い取り価格は年々低下をし、今は二十何円かもしませんが、ソーラーパネルの値段も、外国産、中国産といろいろ安いものが出回って、まだメリットがあるので、メガソーラーが今後も出現する方向にあるんだろうと思います。

この結果、設置の場所や設置の状況、設置の方法によっては、近隣に影響を及ぼすことが考えられる。今までに、台風や突風によりパネルが飛散した事例や、森林開発等や斜面への設置によりまして、豪雨や日光が遮断されることによって地面の力も低下をしまして、結局、土砂の流出、土砂崩れ、また、去年の9月には鬼怒川が決壊しましたけれども、これも、そのすぐ近くにつくったメガソーラーが影響しているのではないかなというようにも言われておりますし、そうかもしれません。

下流の農地、住民に被害を及ぼすこともいろいろ考えられます。建築基準法では適用除外ということで、町の確認申請は必要もないということで、直接管理ができないのかもしれませんが、災害が起こることを想定される本事業につきまして、町として、行政として、どのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ソーラー発電への対応についてというご質問ですが、ご質問のとおり、太陽光

パネル等の施設は建築基準法上の建築物ではないことから、都市計画法による開発行為の許可は必要とされておりません。しかし、土地の利用の計画につきましては、設置する場所等におきまして、森林法など各種の関連法令に基づく許可等が必要となっております。つきましては、その計画に対しまして、環境や防災対策など行政による指導を受けていることとなりますので、基本的には安全性が確保されていると考えております。

また、異常気象等による突風や豪雨によりまして被害が発生した場合におきましては、設置事業者による復旧を指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。

せんだって、東の元パラボラアンテナがありましたところの奥に用事があって参りましたら、谷津もそうですし、山の上もちょっとかまいまして、どこの業者か知りませんが、大きなメガソーラーと言っていいんでしょう、相当な面積ですから、ありました。また最近、旧幼稚園の脇に民有地が若干ありますけれども、そこについてせんだって新しいソーラー施設ができました。ここは面積が小さいですからメガとは言わないんでしょうけれども、できました。

見ておりますと、昔、始めたころの人たちは、結構基礎も固く、抜けないような感じで施工してあるんだろうと見ておりますけれども、旧幼稚園の横並びや東の先ほどのパラボラアンテナの脇等をよく見ますと、大きな風が来れば吹き上がるかなということ、下に打ってあるくいが、スクリューのようなくいをぐるぐる打設してあるということで、引き抜きの力に対して弱いというふうに見受けられております。どうしても電気買い取り料金が安くなってまいりましたから、その辺、安く仕上げていくと。パネルもほとんど、旧幼稚園の脇も見ましたら中国産で、業者も、調べましたら中国系の業者がやっているということで、日本にある安いパネルのほとんどが中国製だと言ってもいいのではないかと思います。このような、値段が下がればコストも下げたいということで、パネルの値段はいいんですけども、工事の方法がだんだん安易に、ただくいを打って上に乗せておけばいいんだというような感じで出てきておりまして、非常に不安が募るところでございます。

今、課長のご回答のとおり、災害時には、何かがあったときには企業者がやるということで、それによろしいのかと思いますけれども、先ほどの東のを見ますと、谷津田につくってあるのはいいんですけども、山の上を少し切り開きましてそこであると。結構急傾斜地の山の上につくったりしてありまして、その下に町道が走るというようなことがあって、非常に心配、危惧するわけでありまして。

建築基準法が該当しないということで、これも本当にこれがいいのかどうか、国が決めている話ですけども、やっぱり基礎の関係とかその辺は、もうちょっと何か規制したほうが、指導したほうがいいんじゃないかなと思いますので、町一存ではいかないのはわかりますから、また首長さんたちが集まったときとかそういうときに、今後出てくる可能性があって、災害の可能性のあるよというようなことを考えていただければ、もうちょっといい指導方法はないのかなということで、ご検討いただきたいと思っております。

これは、将来的に廃棄物が多分出てくるんでしょうけれども、その土地の中に積んで新しいものをつけかえればいいわけですけども、この辺もまた廃棄物の問題というのは考えられると。一説によれば、液晶のパネルをつくる際の有害な金属も出てくる可能性もあるよということで、その下流の農地等に影響を及ぼすことが

十分考えられますので、町一存ではいけないとは思いますが、この辺も十分配慮、考慮してもらって、先ほど森林法云々ということがございましたけれども、十分指導をできる範囲でしていただきたいと思いますが、今、建築基準法と森林法はお聞きしましたが、これ以外に何か、これについて該当する関係条例、法律みたいなものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ただいまの質問の関係の法令ですけれども、メガソーラーを設置する場合、千葉県におきましてはホームページ等で案内をしているところですが、都市計画法、森林法、農地に設置する場合には農地法、また、土地の取引等にかかわる案件につきましては土地の利用計画法、形質の変更等の面積にもよりますが、土壤汚染対策法並びに千葉県におきましては千葉県の自然環境保全条例、また文化財保護法等があります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ありがとうございます。いろいろな関係法令があるということで、その辺も十分考えていただいて、我々住民が被害をこうむらないように、ひとつ町のほうも指導等をよろしく願いたいしまして、この質問は終わります。

続きまして2問目ですが、町特産品に品ぞろえについてということでございます。

町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環としまして、観光物産センター等の建設により、町の活性化を図る構想があると思いますが、この施設におきましては、先ほどありましたけれども、町の特産品5品目ほか、いろいろな町特産品を販売していくという構想はあるものと思います。

町の特産品といえば、平成25年に、ちよな丸に代表されるレンコン、シイタケ、枝豆、あとはメーンのお米等ありますけれども、常設の直売所を設けて年間を通じて販売するという事は、特産品を含めていろいろな年間を通じた品ぞろえがないといけないと思います。

去る12月1日でしたか、長南町農業技術者連絡協議会というのがあるようで、農協のJAの冊子の中にもありました。また、町広報の中にも、野菜づくりや販売に興味のある方を集めて講習会がございました。私もちょっと興味がありましたものですから、これに参加をさせていただいたところなんですけれども、この会議もちょっと趣旨が、素人が行って、これから野菜づくりをしたいなという人たちを集めたと思いましたが、中身がもうちょっと高度な話になっておりまして、ちょっと面食らったところでございますが、年間を通じて野菜を並べるというのは、これは並大抵のことではないと思います。

一般的には、地元や近郊でいろいろな野菜がいっぱいとれて、どこで売ろうかというようなことまでであれば、これは話が早いかもしれませんけれども、これから物をそろえ、何を売っていかうかということから始まりますと、なかなかこれは大変なことであろうかと思えます。

そこで、どこにつくるか、いつつくるかは別としまして、町が音頭をとって直売所をつくるというふうにした場合、どのような品ぞろえの戦略等を考えておるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 加藤議員の観光物産センターの直売の関係のご質問ですけれども、確かに観光物産センターについては、今お話があったように、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げておりますけれども、私としては、観光客を中心とした観光物産センターというよりも、同じく総合戦略に掲げております事業であります公民館建てかえに伴うふれあい交流センター、このふれあい交流センターに併設する形で、スーパー機能を備えた直売所をつくっていったらどうかと、そういったようなことを考えています。

これについては、これからしっかり議論をさせていただくことになるわけでありまして、いずれにいたしましても、今おっしゃったように、特産品を販売する直売所については、年間を通して安定させていかなければならないわけでありまして、その年間を通じての野菜などの商品の品ぞろえの豊富さが重要な要素になっていくと。これは大変難しい問題ではあるんですけれども、これは一番重要だということでもあります。

したがって、これからそういった直売所を設置するに当たっては、まずはその企画力、経営力のある民間の力をかりていきたいというふうに思っています。いろんな意見を聞きながら、まずそれをきちんと整備すると。具体的な検討というのはこれからになりますけれども、それはしっかりやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 1回来て、物がなければもう来ないというようなことになりますから、本当にお店を営むのは大変なことでもあります。

先ほども言いましたが、12月1日に講習会がありまして、当初は、長南町の土質、気候には何がいいのかかと、そういう関係とか、また、そういう品ぞろえで、これはこうこうやってつくっていくというような感じを少しでもお聞きして、またさらに回を改めまして、その辺また詳しく教えてくればいいのかと。集まった方が10人弱ぐらいで、長南町中に広めても10人弱ぐらいで、そのうち現在もうつくっている方が何名かいて、本当にこれからという方は二、三名だったかと思っておりますけれども、このような講習会は非常によろしいと思うので、その内容をもう一度精査していただいて、すぐ1反歩、1町歩やっていますので特産をつくりましょうなんて言われても、ちょっとこれはできないわけでありまして、まず家庭菜園とでも言っていいと思っておりますけれども、野菜づくりを好きになってもらって、いろいろ経験をしてもらって、品がだんだん出てきて、どこへ持っていかうかと。現在そういう方はいっぱいいらっしゃいますけれども、さらにやるのであればそういうことで、そういう勉強会を再度また考えていただくと少しはいいかなと。

PRが悪いのか、ちょっと人数がもったいないので、会議室がいっぱいになるかなと思っていたんですけれども、そうでもないということで、いろいろ年間を通じてやるのは大変ですから、いろんな人がいろんな物をつくっていれば、いろんな物が年間で出てくると。ブロッコリーといってもブロッコリーしかなくちゃ、ちょっとこれはいけないので。

お客様の要望するのは、形とか大きさとか、そういうのを余り要望するのは、多分直売所にはないんだろうと思います。やっぱり新鮮さ、そこでとれたよということがあって、泥がついているぐらいが一番いいのかなということは思いますが、品ぞろえは大事でございますので、そういう講習会をもう一度練っていた

だいて、人数を集めてもらってやってくれればいいなと思います。その辺、課長どうですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 加藤議員さんのただいまのご質問ですけれども、おっしゃるとおり12月1日に、長生農協、それから県の農業事務所、町で構成します長南町技術者連絡協議会で野菜の栽培の講習会ということで、お集まりいただいて開いたわけでございます。1回目ということでありましたので、おっしゃるとおり、まずは初めの1回目ということでございますので、やはり野菜づくりに興味を持っていただく方をもっとふやしたいという考えでございますので、また関係機関と協議しながら、2回目、3回目という形で協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 野菜づくりもやってみれば、おもしろい方もいっぱいいますので、なるべく人を集めるというのが大事かなということで、協力は惜しまないところでございますので、また今後どうか、野菜をふやす、品種をふやすということで、またご尽力いただければと思ひまして、この質問を終わりといたします。

次に、終わりになりますけれども、全国瞬時警報システムについて、①で、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の関係でございますけれども、試験の結果を聞くんですが、町では、防災行政無線のデジタル化を進めて完了したところでしょうが、国では、総務省が全国瞬時警報システム、通称J-A L E R Tと言っているようでございますが、全国に瞬時に警報を流すシステムを構築しまして、2007年ごろから一部に、地方公共団体と連携して運用が開始されたということ聞いております。

このJ-A L E R Tとは、津波をはじめとする大規模災害や弾道ミサイル情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信して、市町村の防災行政無線を自動的に起動しまして、瞬時に緊急情報を伝達するシステムですということであります。

J-A L E R Tで伝達される情報は、気象関係と有事の際の関連情報に大きく分かれるようですが、インターネットを開いてみますと実際の放送例を聞くことができます。放送例、各種警報音、昔で言えば空襲警報のサイレンのような感じでしょうけれども、これが公開をされて、聞くことができるわけであります。

本町におきましては、津波、火災の情報は関係しませんが、とはいっても海の近くにいれば、山にいればそれも関係することもありましようが、一般的には地震情報、気象情報、あと有事のミサイルが飛んでくると、飛んできたと、警報が出るという情報の部分については、関連がある部分であります。

町では、11月の広報にJ-A L E R Tの試験放送をやるということで周知をされ、先月29日に試験放送を実施しました。ちょっと私、聞こうと思っていたら、用事ができて茂原に行ってしまいまして、茂原市でも防災無線が鳴りまして、ちょっと長南町より文言が少なかったかなという気持ちはしておりますが、まずこの29日の試験の内容と、どういうふうな結果としてそれを皆さん考えておるか、お聞かせをいただければと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 今回の訓練は、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達に資するよう、全

国一斉に情報伝達を行う目的として実施をされました。

内容でございますけれども、内閣官房から J - A L E R T の訓練情報が発信され、全国の市区町村は自動機能可能な情報伝達手段を実際に起動させまして、正常に放送が行われていることを確認することとなっております。11月29日午前11時の緊急放送は予定どおり音声の流れまして、目的が達成されたと考えております。

放送内容は、チャイムが鳴りまして、「こちらはテストです」ということを3回繰り返しいたしまして、「こちらは防災長南です」ということで流してございます。ちなみに、県からの通知ですと、千葉県内全て予定どおり流れたということで連絡が来ております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 予定どおり11月29日、これは町は何もタッチをしないで、置いておけば総務省のほうの信号を自動的に受け入れて、自動起動してチャイムが鳴って、テスト3回ですと、防災長南ですということでまたチャイムということで、広報には載っておりますけれども、自動起動がされて音声の流れることは確認できたと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 加藤議員さん言われるように、自動起動させておりまして、自動的に音声の流れたということになります。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。

機械的には問題ないということで、あと何を流すかというところになってくるんだろうと思いますけれども、今回は自動起動は確認されましたが、声が聞こえるなど、何のテストかなということで、音声だけ聞いた人はよくわからないわけでありまして、要は一般の町民、ここにいる方々もそうですけれども、J - A L E R T というものをどのくらい町民方が理解しているか、どのくらい町民方に周知しておるかということで、2問目になりますけれども、この辺の周知の状況というのはお聞かせいただけますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） この全国瞬時警報システム、これは毎年1回試験放送を行っておりまして、その都度、広報紙に掲載してまいりました。

今回もあらかじめ、混乱を招かぬよう、広報紙に訓練の日時、訓練情報を掲載いたしまして、住民の方々には周知をしてまいりましたけれども、今後は、訓練内容はもとより、このシステムとは何なのか、目的、概要等も含めまして、わかりやすく広報紙のほうに掲載してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 以前からやっておるということで、アナログの時代でもやってきたと。今回デジタルになったので、デジタルでも確認ができたということで、よろしいかと思います。

今回の放送内容で住民があたふたすることはないんですけれども、何か騒いでいるなということで終わって

しまうんですが、課長は、さっき私が言いました J-ALERT の放送のいろいろ例がありますけれども、サイレンの音とか信号音とか、津波はこうやって出すとか、地震はこういう音が出てくるとか、こういうのは聞いたことがありますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） まず、今回の放送は自分でも確認はしておりますし、もちろんNHKとかいろんな放送では、こういった音声ではなく、チャイムですか、そういったものも聞いてはおります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 一番ポピュラーな警報音は、地震の、携帯でも鳴るかな、よくテレビで鳴りますね。ですから一番ポピュラーな音なんですけれども、先ほども言っているとおり、地震以外に、津波だとか、火山だとか、ミサイルが飛んでくるとか、いろいろ国は警報音を用意してあると思います。

これは一度インターネットで出してもらって、いろいろな音を確認してもらいたいですけれども、そこまでの音を訓練、訓練といって出してしまうと非常に混乱を招くということで、そこまで多分やらないのだと思いますが、これがどこまで本格的に今後運用していくか、ちょっと疑問はありますけれども、そういう音があるというのを1回確認していただくと、警報音がいろいろあるんだよというのを確認していただくとともに、これを放送で流すというわけには、多分、国もちゅうちょしてできないでしょうが、ミサイルが急に飛んでくることもそうないんでしょうけれども、先日、北朝鮮が青森県沖にEEZの、排他的経済水域の中に着弾したということがありましたが、それでも国は何もやろうともしないと。本当であればそこで警報音を、J-ALERTを使って、どこに落ちるかかわからないけれどもミサイルが飛んでくるんだよというようなことをやらなくちゃいけない、そのためにつくったんですけれどもね。

それはそれとして、こういう音があるというのを、うちの町だけでやっているというわけにはいきませんが、こういうのをどんどん住民に聞かせていったほうがいいんじゃないかというようなことを検討して、上に持ち上げてもらって、町長も首長の会議とかそういうところでも発言をしてもらったり、県のほうにも少し問いただすとか、せっかくなつくったシステムでありますので、これを有効的に活用していかなくちゃいけないということであると思います。ひとつその辺また、住民への警報音をどこかの会議のときに聞かせるとか、そういうことがあってもいいのかなと思いますので、検討いただきたいと思います。

それで、全ての施設、これは電気を使って稼働しておるわけで、以前もありましたけれども、停電に遭った場合、長南町全部が停電だというような場合に、非常事態が発生するというようなことに対して、発電設備等いろいろバックアップ体制はあるとは思いますが、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 停電時の J-ALERT の受信対策ということだと思います。

国からの緊急放送は、人工衛星を利用して町に情報発信がされまして、町は専用の受信機で受信します。その際の停電だということだと思いますけれども、停電装置は、無停電電源装置を使用しているものの、やは

り停電になりますと、急激な電圧変化によってパソコン機器類の故障等を招くおそれがあるということから、これを保護するためにシャットダウンされることになります。当然、シャットダウンすると放送は流れませんので、手動式の発電機を据えつけて実施するような形になります。停電のときJ-A-L-E-R-Tが流れた場合は、この受信機のほうには情報が内蔵されますので、生放送というような形で実施することになります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 手動式のエンジンを役場で回すということですね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○9番（加藤喜男君） 野見金の中継局にはそれなりのバックアップが多分あると。地域の防災にもバッテリーをしょって持つと。家庭の分についても常時電池が入っていて、通常は100ボルトで送りますけれども、あるというようなことですよ。

以前、緊急の自動の自家発電機について、1回どこかで話題になったことがありますけれども、恐らく新しい庁舎を持っている睦沢町とか長柄町とかほかのあれも、その時点で、どこかに倉庫があって、大きな自家発電機が入っていて、すぐ自動起動すると、若干のずれは出ますけれども。本町においては庁舎も古くて、そういう発想もありますけれども、庁舎の建てかえとかいろいろなことを考えると、そこだけ整備というのなかなか厳しいというようなこともあろうかと思いますが、最低のコストでとりあえず自動で、小さくてもいいから防災無線関係だけでも使えるというようなことも、また少しご検討いただきながら、そういうリクエストをしながら私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで9番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前11時47分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 河野康二郎君

○議長（板倉正勝君） 次に、4番、河野康二郎君。

〔4番 河野康二郎君質問席〕

○4番（河野康二郎君） 議長の許可をいただきましたので、質問のほうに入らせていただきたいと思います。

1つは教育関係の問題で数点、それから職員のメンタルヘルス・ハラスメントの取り組みについてということで、それぞれの項目の中で何点かお聞きしたいと思います。

併設型小・中学校の開校を前に、教育を地域おこし、町づくりの一環として取り組むことで、特色のある教育、誇りに思える教育を町全体の共通認識とするため、「教育の町」の学校教育についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 教育の町の教育をどういうふうに受け継ぐかという質問かと受けとめさせていただきましたが、今、私たち教育にかかわる者が最も考えなくてはいけないことは、1つは、学校教育の普遍的な課題として言われています確かな学力の育成をどう図るかということがあるかと思います。そしていま一つ、自分たちの後に続く人材をどう育てるかであるというふうを考えております。

特に、地域に住み、地域の活性化に寄与する人材育成の課題は、今、日本全体の地方が抱える難しく大変大きな共通課題であるというふうに思います。町は、総合戦略で子育て世代に選ばれる町づくりとして、本町で学んだ子供たちが25年後に子育ての地として長南の地を選んでもらえる施策を推進しております。

学校教育も、少子化時代の大事な教育課題として、教育行政推進の基本的な方向性として、町の行政課題と連動した教育施策の推進が欠かせない条件というふうに考えております。もうこれ以上子供を少なくしてはいけない、そのために、本町で学んだ子供たち、25年後の子供たちの評価に耐え得る教育をどう進めていくのかと、その具体化が29年度から教育施策の中心課題になるかなというふうに考えて、今現在準備を進めておるところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 25年後に本町で学んだ子供たちが子育ての地として本町を選んでもらえる、子供たちの評価に耐え得る教育の推進ということでお話しされました。この戦略的なお話の上に具体的な学校教育の施策があるのだと思います。その中のICT教育についてお伺いしたいと思います。

統合小学校の開校にあわせてICT教育を取り入れることを決定してきました。併設型であれ、小中一貫校開校とあわせて、特色のある、誇りに思える教育の大きな施策だと思います。そこで、今日まで実践してきた西小学校の検証の上に、教科の拡大や校務、それから中学校への導入についての考え方があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまのご質問につきましては、私のほうから答弁をさせていただければと思います。

ICT教育についてということでした。教科の拡大というような文言がございましたが、教科については、今、全ての教科・領域におきましてICT教育のほうは推進しておりますので、特にこれから拡大というようなものはございません。

それから、教職員についてということですが、教職員は仕事用にパソコンを使っておりますが、ICT教育ということでかわりを持ってということは、ちょっとないかなというふうに思います。

それと3点目、中学校のほうにというお話がありました。確かに文科省のほうとしましては、小学校児童一人一人に1台、いずれは中学校もというような考えも示されておるようでございますが、現段階では、中学にすぐということはありません。

なお、先日、9月のときに補正予算のほうを通していただきましたが、その際、児童数260名からスタートということになります、児童一人一人にタブレット端末が配られるということで決定したところでございますが、児童数が残念ながら少し減りますので、その際には、中学生のほうで活用いただけるようなものも回せるかなということで考えておるところです。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 教科の拡大についてということで、今、全ての領域というふうにお聞きしました。私の勉強不足もありましたけれども、教科の中でも、使用の範囲、活用の範囲については幅広いというふうに思います。

例えば、開校に伴い英語教育を全学年に取り入れる、そういう意味では必修化みたいなことをやられるというふう聞いておりますし、現在行っているかどうかわかりませんが、体育の授業に当たってタブレットを使うということが、私もスポーツ指導をちょっとしていましたけれども、極めて有効な方法になっているということ。それから、校務の教職員のほうですけれども、この前、西小学校で研究集会を行いまして、その中で業者のフロアのほうを見させていただいて、校務について、統一的なパターンでカリキュラムをつくったり、それから生徒の評価、状況を把握するような、そういうシステムもちょっと見たので、これが1つは教職員の繁忙の解消にも役立つのかなと。当然お金はかかりますけれども、そういうふうにしたということと、中学については、特に高校受験を控えるということで、受験対策にばかり目を向けるということとはよくないとは思いますが、受験対策などで幅広く活用できるのではないかとこのように思っています。そして申し上げたんですけれども、いずれにしてもICTの導入について、29年4月から小学校全体に導入をするわけですから、その検証の上にぜひ今申し上げたようなことについてご検討いただければと思います。

言うまでもなく、ICT教育は、先進情報技術の特性を知り、道具を使いこなすこと、基礎学力を身につけ、学力向上のための道具として活用する取り組みだということに思っています。

そこで質問になるんですけれども、誤った情報や危険回避のために、情報を選択する能力や使用するルールを身につけることが、児童・生徒にとってはあわせて必要になるというふうに思います。そういうことに対して具体的な取り組みのお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまのご質問にありました有用な活用方法ですね。ともすると事件事故に巻き込まれたりとか、いろいろなことを聞きます。情報モラルであるとかそういったものについては、小さいころから学ぶ必要があるということは認識しております。

現在ですが、どのような取り組みをということでありましたので、具体例を1点挙げますと、講師を呼びまして、これは小学校になるんですけれども、児童に対しまして、ネットを使ってのモラルであるとか、また事件事故に巻き込まれない心構え、そういったものについて小さいうちから指導のほうを既に行っております。

今後もそちらについては、これからネット犯罪等もさまざま形も変わって、いろんな形で子供たちを攻めてくるようなことも考えられますので、その時々、その時代に沿った内容に変えながら、今度も指導のほうを続

けていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） わかりました。

それで、今回千葉県でも、余り例を見ないような形での新しい機器を導入してのICT教育になると思います。そういう意味で、先ほども申し上げましたけれども、長南町の人口、これから子供たちが、ここで子供を産み育て、そういうような地として選べるような、そういう一つの教育の目玉みたいなものとして進めていく必要があるというふうに思っていますし、そういうことで取り入れをされたと思います。ぜひこれからも、非常に大変だと思いますけれども、いろいろ研究をされながら、ICT教育のそういう意味では大きな成果を長南町にもたらしていただきたいということをお願いして、1つ目の質問については終わりたいと思います。

次に、統合小学校の開校を間近にしています。改めて統合小学校の人員構成についてお伺いをし、あわせて、現在配置をされています学習指導員の現状と統合後についてお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） それでは、ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

1点目が人員構成ということでございました。統合小学校の職員の人員構成ということでよろしいですか。こちらの人員構成につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、こういったものがございまして、この規定によりまして、この法にのっとり県教委に、つい先日ですが、来年度の見込みということで予定数を報告させていただきました。

この法律にのっとり部分で教職員の数というのが決まっていくわけですが、そのもととなるのは学級数であります。つまりは児童数。児童数が学級数、そしてその学級数を受けて、それに見合った形でその数の教職員が配置になるというような順になります。

そこで、触れさせていただくのが学級数でございます。ほぼ260名ということで現在児童数を予測しておるわけですが、つい先日、県のほうに回答した次年度の予定学級数は、普通学級が9クラスです。特別支援学級が2クラスです。そのように報告をさせていただいております。

ご存じのとおり、法律にのっとりお答えをしますと、2年生から6年生は40人学級であります。40人学級というのは、40名までが1学級、41からが2学級となります。1年生は少し手厚くなっています35名の学級になっています。ですから36からが2学級というようになっています。ただ、千葉県につきましては、もう少しその辺を弾力的に措置していこうということで、38人の学級ということで進めておるところです。

ただ、本町におきましては、大変ボーダーライン上の学年が多うございます。ここで何年生が何人ということをお明言いたしますと、数字がひとり歩きしまして、あの学年は1学級決定というようなことでいってしまっても困りますので、学年について、また細かい人数については、ここではお示しいたしません、先ほど申し上げたように、9学級プラス2ということで現在は予定をしておるところです。

そうしますと、その学級数に従って教職員というのは配置になります。この法律の中に、学級数がこの数までは1.何人を掛けなさいとか、ちゃんと計算方法等もありまして、それに従って算出された人数が配属という

ふうになっていくわけです。

現在、これまでが大変少人数の学校でありましたので、保護者のほうからは、これまでのように子供一人一人に目が行き届かないのではないかということで、大変心配をする声も上がっております。そのため、より多くの教職員が配置いただけるようにということで、県教委に対しても要望を重ねておるところでございます。最終的な人数の配置というのは、年度末を待たないとわからないというところでございます。それが1点目でございます。

2点目、学習支援員の現状についてということでお話がございました。支援員につきましては、現在、町独自で雇用をさせていただいておりますが、学習支援員、中学校が2名、小学校が今4校ございますが、各小学校に1名ずつということで4名、合計6名の配置をいただいております。

中学校では、その年々によって違うんですけれども、必要な専門教科に特化した支援員、今年なら国語、去年ならば数学というような形で年によって違いますが、教科に特化した形で指導員を配置しておるところです。教科指導の要素が大変強い配置の仕方になります。

それに対しまして小学校なんですけど、教科指導の補助的な役割といいますよりも、もっと基本的なルール、習慣にかかわるようなところでのかかわりが必要となっております。こちらについては、統合後についてもこの支援員については手厚く配置いただければということで考えておるところでございます。これが2点目です。

3点目、統合小学校の統合後についてということでありますが、今触れてしまいましたが、支援員の役割というのが、先ほどお話をしましたように、学習のお手伝いというよりも、非常に多岐にわたる支援に正直なところとなっております。この現状を踏まえまして、より多くの目で子供たちを見守り、育むことができればというふうを考えておるところです。ぜひこの辺の配置についてご理解をいただければというふうを考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） これまでも教職員の定数について質問させていただいて、しつこいかなというふうに思いましたが、これも私も含めて町民の関心事であることから改めて質問させていただきました。ぜひ定数の確保についてはご奮闘をお願いしたいと思います。

それから、後段の統合小学校の学習指導員について伺います。現在、小学校各1名で合計4名と、それから、現状についてもお答えいただきました。学習にいとむ規律、ルールといった基本的な習慣、態度にかかわる児童対応が必要だと。言いかえれば、そういう習慣や態度ができていない児童対応になってしまうということだと思います。そういう意味では、学習支援というよりも生活指導面の色合いが強いのではないかとこのように言われたと思います。より多くの目で見るとということで、手厚い配置をというふうにおっしゃられたと思います。

私も単純に考えてみますと、4校統合しますから、単純に1人の先生がクラスで受け持つのが4倍になるという勘定ですね、1クラスの場合は。児童たちにとってみれば統合されて環境が大きく変わるわけです。そういうことに教職員も対応しなければならぬということで、必要性については十分理解できていると思っています。

それに加えてICT教育の開始、そういう意味では、今まで西小学校だけですから、3校については、パン

コンは入っているにしても初めての試みになるわけです。それから統合時ということでの繁忙。ちょっと聞きかじりなんですけれども、学習指導要領が改訂になるということで、そういう意味では、この取り組みが先取りの取り組みになっているような気がするんです。グローバル化に対応する英語力とか、予測困難な時代を生き抜く思考力の育成というようなのが、新たな指導要領の中でうたわれているということで、そういう意味で、教育長のおっしゃられた戦略的なところで、この開始時、統合時が一体になるというような、そういう状況になっているんじゃないかというふうに思います。

ついでなんですけれども、これを新聞の中で心配していたのは、そういう状況の中で疲弊する教員、多忙化に拍車をかけるという警鐘を新聞などでも鳴らしています。したがって、繁忙や児童への統合時のケア対策としてはもちろんなんですけれども、学級崩壊、これはよそのことだというふうに思われるかもしれませんが、これに近い状況はこの近辺でも起こっているというふうに聞いています。そういう学級崩壊の未然防止対策あるいは小規模学校ゆえの教職員の負担、そういうものを軽減するために、4校統合後も現行人員を最低でも配置するというような考え方は、国、町の財産である児童の教育にとって必要であるというふうに考えています。ぜひこのことについて1つは再度考え方を伺いたいということです。

それからもう1つは、英語授業のICT活用については先ほどお聞きしました。必修化になるということですから、人員構成にかかわる問題として、英語教育の必修化に伴い誰が英語の授業を担当するのかということについて、2つここではお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 初めに、支援員のことにつきましての問いかと思いますが、学校教育課長が申しましたように教員定数は法律で決まっております。それによつての対応をせざるを得ない状況であるわけですので、あと現状に応じて、どれだけそれに対応した人員を確保できるかというところが、今後、市町村の格差になってくるのかなという気もするんですが、幸いうちのほうは、そういう意味では厚くいただいておりますので、課長が申したように、従前の形でのお願いをしたいということで1点でございます。

それから、英語の必修化に対応しての問題ですが、正直言いまして、小学校の教員が英語教育もやらなくてはいけないという状況は、大変厳しいものがございます。いろいろな子供を取り巻く状況が変わる中で、教員にかかる負担も大変大きくなってきておって、私も英語教育に関しては大変大きな問題だなというふうに考えておりますので、1つはALTを十分活用して、職員研修等も1つは充てたいなというふうに考えております。そして、これにかかわる専門的な支援員というようなものも、今後入れていければなというふうに考えておりますので、またその機会がありましたらお力添えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） どうもありがとうございます。

まず支援員の活用について、そういう意味では、今、教育長から、英語教育の中でもそういう専門的な支援員というお話がありました。これは1つには町の予算もかかるわけですから、ここで予算担当から答えていただくということについては、あえて求めませんけれども、そういうことなので、ぜひ予算担当部署でも

ご検討のほどをお願いしたいということです。

それから、英語の授業については、先ほども教育長がおっしゃられましたけれども、これだけ繁忙になっていろんなことを抱え、なおかつ担任が英語教育までというふうになると、できる方は構わないとは思いますが、なかなか大変なことだなというふうに思いますので、ぜひそういうところの検討もあわせてお願いをできればというふうに思います。

それから、やはり小学校にかかわる問題ですけれども、小学校の放課後活用についてお伺いしたいと思います。これまで、町内の退職教員の協力による補習等を、放課後の中で活用されるというようなお話がされてきました。具体的な活用方法が決まっていればお伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまの放課後の活用についてということで伺ったかと思いますが、確かに放課後、補習的な意味合いが強い、そういった時間を確保していきたいということで考えておるわけですが、実はスクールバスの運行にかかわりまして、現在、日課時刻表のほうを再度見直しを図っております。最近、ご存じのとおり本当に暗くなるのが早く、子供たち、小学生が一番遠い子で1時間、下校時刻からかかるわけです。それを考えますと、放課後の時間帯に集めてこの補習授業なり施すというのが非常に大変だなということがわかります。夏場はもちろん時間的な余裕があるんですが、特に冬場については、小学校で現在実施している部活動も、実施が困難ではないかというような意見も出ておるようなところですよ。

現在、この実施につきましては、詳細な計画ということでありましたが、まだ計画のほうがここでお示できませんが、日課時刻表、それからスクールバスの運行等々加味しながら、今後、計画の詳細を明らかにしていければというところで考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 放課後の活用についても、特色のある長南町の教育というところで考えていたんですけど、冬場は大変厳しいというようなお話もあり、時刻表の見直し等も検討されているということで、総体としては検討中のことだと思います。このことについて、いつまでにまとめなければならないのかというようなことをお考えであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） 放課後の活用について、いつぐらいをめどにということではありますが、1月の下旬に保護者に対しまして、また入学予定の保護者に対しまして、説明会を開催予定でございます。そこまでは大筋このような方法でということを示せばという、そういった目途で検討を進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 1つは、先ほども話をしたんですけど、ICT、タブレットの活用をこの中でできないかという、これは今お答えしていただかなくても結構ですけど、そういう検討もあわせて、具体的

な放課後活用についてまとめていただければというふうに思っています。

今、学校教育について、3つの事項についてお伺いさせていただきました。子供たちの持てる能力を掘り起こし、そのことを保障すること、それは大人の大きな役割だというふうに思っています。中でも学校の教職員は、子供たちに大きな影響力を持つものだと思います。教職員がゆとりを持って子供たちに接することが理想だというふうに考えています。

そういう意味で、理想に一步でも近づこうとすることで、町が求められ、担える施策を間違いなく実施すること、そのことが、教育長がおっしゃった25年後がそこにあるんだというふうに思っています。町行政と町教育行政がともに一体になって奮闘していただくことをお願いして、1点目の学校関係の質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、職員のメンタルヘルス・ハラスメントの具体的な取り組みについてお伺いしたいと思います。

町の行政運営を担い、住民の暮らしを守る職員が、町にとっては大事な資源であり財産であるとの視点から、職員のメンタルヘルス・ハラスメントの問題の取り組みについて2点お伺いしたいと思います。

1つは、3月定例会で設置をするとしたハラスメントの相談窓口の設置形態と運用状況についてお伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 河野議員さん言われますように、今年の第1回定例会の一般質問において、ハラスメントに対しては相談しやすい窓口について考えていくということで答弁をさせていただきました。

新年度早々ではございますけれども、総務課におきまして、男性職員1名、女性職員1名を2人1組体制で担当に据えまして、課長等連絡会議を通じまして職員全体に周知をいたしました。

相談担当職員につきましても、いきなり指名したわけですから、ハラスメント問題に対するノウハウというものではございませんので、公正で客観的な立場から問題処理が図れるように、自治研修センター主催の研修会に参加させまして、「最新事情におけるハラスメントに対する正しい知識」、こういった事例を交え、学んできたところでございます。

現在のところは、ハラスメントに対する相談というものにはございませんけれども、引き続き職員の相談体制は充実をさせてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） これはこの後の質問とも重なるんですけれども、現在相談はないということでした。特にメンタルヘルスやハラスメントの問題については、相談があるかないかということよりも、そういうことについて身近な問題として職員一人一人が捉えられるかというようなことが重要だというふうに思いますので、それに関連して2つ目の質問に入りたいと思います。

先ほども担当者の研修会のことについてはお話がありましたけれども、メンタルヘルス・ハラスメントの研修会の開催参加及び参加をした後の活用について、お伺いをしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君）　どこの職場でも、日常的に行われます会話、指導、注意など、仕事上のやりとりというのが、たとえ悪意がなくても適正な範囲を超えることも時としてある場合がございます。職場で働く職員誰もが当事者になる得ることも考えられますので、全ての職員が意識する必要がございます。ただいま申し上げましたように、相談こそはございませんけれども、こうした行為を予防すべき研修会のほうは設けていきたいと考えています。

過去には、産業医によるメンタルの研修会というものを、管理職対象であったり、あるいは職員全体による研修を実施した経緯がございますので、このハラスメントも同様に、専門の講師を招いて職員全体を対象に受講させていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君）　そこで、メンタルヘルスの取り組みとして行われたストレスチェック、その総合評価について1つはお伺いしたいのと、あわせて、先ほど研修の話がありましたけれども、悉皆研修の実施の考え方、方法についてお伺いをしたいということです。

今、多くの自治体で、地域経済の衰退と人口減少が進んで、そこに少子高齢化と人口流出が加わって過疎化に拍車がかかっていると、これは本町も例外ではないというふうに思っています。そのための町づくりは、職員の双肩にかかっているとと言っても過言ではないと思います。職員の能力の発揮を妨げ、業務効率の低下を招き、職員の将来に重大な影響をもたらす社会的な課題でもある本件2つの課題の重要性から、全庁的な取り組みとして、全職員を対象に研修を実施することが必要だというふうに考えています。可能なら実施方法の中でも考えてほしいんですけども、他の自治体や他の機関の研修を受講してきた、そのことを活用するものとして、その研修の受講者が講師になって、職員の悉皆研修として行うことが望ましいのではないかとこのように思っています。このことについて考え方がおありでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君）　再質問の中で2つほどあったと思いますけれども、まず1つ目が、メンタルヘルスの取り組みの中で総合評価ということでもありますけれども、ストレスチェックの関係は昨年度から実施しまして、本年度も実施はいたしました。本年度についてはまだ途中経過ということで、昨年度の内容を申し上げますと、ストレスチェックの集団的な分析結果になります。職員全体の健康へのリスクは、全国平均を100とした場合に、本町では87という結果ですので、リスクは多少低いという結果は出ております。

そして2つ目が、ハラスメントの講師の実施方法、受講者が講師になってやる考えはあるかということでございますけれども、これも今年、実は相談担当者も初めて研修を受けておりますので、初めの間はやはり専門的な講師を招いて実施はするべきだと思っておりますし、これがある程度たてば、課長なりが説明者となっても可能だとは思いますが、まずは全員がよく知識を得ることから始めさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君）　わかりました。自分たちで研修の講師をやるというのは非常に難しいと思いますけれ

ども、これが全体化につながる一つの力になるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ繰り返し追求のほうはお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、これは私の一面的なものの見方になるかもしれませんが、今、職場で最も多いケースは、これはメンタルとハラスメントという関係の中で話すんですけども、ハラスメントの加害者が自らのストレスの対処行動としてハラスメントが起こっているということ。被害者がそのストレスから精神疾患を発生させるといったような悪循環を引き起こしていると。ストレス習慣に起因しているんだというようなことも言われています。これからも管理者である町長を先頭に、管理職の皆さんが、職場である意味起こることは管理者や管理職の責任だと言っても過言ではないと思いますので、ぜひリーダーシップのもとに取り組みをされることをお願いして、私の大きくは2つの質問について終わっていききたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで4番、河野康二郎君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時を予定しております。

（午後 1時40分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時01分）

◇ 森川剛典君

○議長（板倉正勝君） 次に、5番、森川剛典君。

〔5番 森川剛典君質問席〕

○5番（森川剛典君） 5番、森川剛典です。議長の許可を得たので、通告に従い、件名で2件、要旨で5点お聞きいたします。

最初に、統合小学校移行に関連して、11月13日の早朝にNHKニュースで、県のホームページでは、廃校予定の長南の各小学校が売却の予定をしているというニュースが流れると、2件ほどすぐに電話がかかってきました。学校を売るのですか、そうではないですよ。いきなり売却ではなく、活用相手をホームページで探しているということだと話しましたが、いまだに町民の関心が高いことがわかります。

そういう中で、地域のランドゴルフの愛好の方が早くも利用したいという話をしていました。当面の間については前回利用できる方向と伺いましたが、どういう状態で教育委員会管理から財政課の管理となるのか、竹ぼうきがあるのか、ライン引きはあるのか、ひと休みする椅子はあるのかなどと、利用に即した状態を考えたとき、小学校の中にある備品の処理についてはどうするのかと頭をよぎりました。小中一貫校設立委員会の議事録を見ると、備品の処理についてはまだ話されていないようなので、閉校される小学校に配備されている椅子や机、ロッカー、テレビ、ピアノ、楽器等、たくさんの備品については、どういう基準や計画で処理をするのかお聞きしたいと思います。

特に今回は、財産管理や処分が、3月末日までは教育委員会管理で4月からは財政課の管理となると聞いております。その引き継ぎがスムーズにいくことはもちろんですが、教育的財産から町の財産へ、用な転換と準

備をお願いしたいと考えています。

そういう前置きの中で、要旨の1点目を伺います。

学校の施設内を見回したとき、教室、校長室、事務室や体育館、その他どのような状態で閉校になって、物品などはどのようなスケジュールで統合小学校に移行するのか伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） ご質問とはちょっと違った観点から、冒頭、森川議員のお話のあった中で一言申し上げておきますけれども、私のほうから、跡地活用については、跡地を売却するというようなことは一言も言っておりません。この活用については、町長としての私から、今後、活用の方法、活用の仕方については、町民の皆さんにじかにご説明していくつもりでございますので、そういう先取りした言動は控えていただければというふうに思っております。いずれにいたしましても、私のほうから申し上げさせていただきたいと思えます。

それから、教育財産、3月31日をもって、普通財産ということで財政課に引き継ぐわけでございますけれども、教育財産、行政財産というのはいろんな縛りがあって、なかなか思うように運用ができない部分がございます。したがって、普通財産にすることによって、教育を離れたさまざまな分野でスムーズに活用していきると、そういったようなことから普通財産にするわけでございますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 誤解しないでほしいんです。先走った、テレビでたまたまやったらしいんですが、そういう電話がかかってきて、私、かえって抑えるほうに、そんなはずはないですよ。ですから、早目に情報提供していただいて、跡地活用委員会も活動していることですから、そういう面が、何でああいうことが急に出たかわからないんですけれども、その辺は町長の言うとおりにお願いしたいと思えます。

それで、年度内のスケジュール的なこともちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） それでは、森川議員さんからありました閉校・統合に当たってのスケジュールということでございます。

当初の方針では、3月末をもちまして全ての備品を持ち出せればというような方向で検討を進めてまいりました。しかしながら、保管場所、それから人員の問題、各小学校の終業式後にならないと動かせないものが大変多くございます。また、統合校のスタートまでが数日間しかありません。さらには、多くの教職員が人事異動の時期とも重なってまいります。年度末までに施設内にある全ての備品を処理し切ることは大変困難であるというふうに思われます。

よって、29年度のスタートに支障のないように引っ越しの作業を最優先としまして、備品につきましては、一定期間施設内にとどめ、順次処理をしていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今お話を聞くと、当初は空っぽの予定でタイケン学園に行く予定だったのが、今は空っぽではなくてある程度物も置いていくと、そういう前提でやっていくということですので、2番目の要旨に入ってます。

各小学校にある備品などは、統合小学校に全部持っていくわけではないということなので、11月17日に、IT教育ということで、千葉県教育委員会主催の西小で開催されたものを見に行きましたが、その際、学校内をいろいろ見て回りまして、備品をいろいろ、どんなものがあるかなと見てまいりますと、非常に宝の山のように感じました。図書室の本、机、椅子、棚、つい立て、食器、ポット、やかん、鍋、コンロ、レンジ、洗濯機、理科室の電流計、はかり、保健室のベッド、パソコン、照明、郵便ポストにテント、遊具、まだまだたくさんあります。その気になれば十分暮らすだけの生活用品まであるかなと感じました。使わなければただのごみかもしれませんが、この教育物品に幾らお金をかけたかなと思ったときに、簡単にごみにしてはいけないと思いました。

なかなか閉校から統合に向けて学校や教育委員会にも余裕はないと思いますが、今日、町長もおっしゃっていただきましたけれども、教育上不要でも有用なものについては町の財産として活用していくべきだと思います。持っていくもの、置いていくもの、捨てるものを各学校で判断して処分というお話でしたが、どのような基準で処理をするのか、また処分などの計画について伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） 備品に関しまして、その処理に関する基準ということでありました。備品の取りまとめにつきましては、各小学校、教頭を責任者ということで置いております。教科備品につきましては、各小学校の校務分掌におけます教科主任というのがおります。各学校間を横断したつながりで、例えば理科であれば4人の理科主任というのが存在します。この理科部会の中で、例えば顕微鏡は西小学校のものが一番いいようなので西小学校、それから、電流計は東小が一番いいものがあるので東小学校ということで、一番よいものを必要なだけ統合小学校のほうに持ち込むというようになります。この判断基準につきましては、専門であります教科主任のほうにお任せをいたしました。

また、持ち込むもの、持ち込まないがまだ使えるもの、廃棄するものというように、3色のシールを張って分類作業を行いました。この廃棄に属する備品については順次廃棄をし、最終的には年度末に完了という運びになります。持ち込まないわけですがまだ使えるもの、こちらの処分については、まずは第1段階としまして、各小学校の備品台帳を開示する中で、長南中学校も既に何が欲しいというような声が上がっておりますので、長南中学校をはじめとしまして町内の各施設、公共の施設、こちらのほうで、使えるものをまずは優先的にそれぞれの施設のほうにお持ちいただきたいというふうに考えております。これは年度内を目途に進められればということで考えておるところです。

そして、第2段階ということで考えておるんですが、年度が改まりましてある程度落ちついてからになるのかなと思いますが、長生郡市内の教育委員会を通しまして各小・中学校に希望を募りまして、教育目的の物品でありますので、教育施設で利用してもらえようということを考えてみました。最終的には廃棄処分ということ

になるものもあると思いますが、統合校がスタートした後も、あれがないとかこれがないといった事態が予想されます。新たに購入せざるを得ないものもあると思いますが、一定期間は旧小学校にストックをさせていただきまして、その都度、補填ができればと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 第1段階が年度内、第2段階は年度が改まってからという余裕を持たせる考えは、非常によい考えだと思います。

ただ、前回、施設の利用関係で伺ったところ、4月1日から教育委員会から財政課へ管理が変わるというお話を伺っておりますので、備品関係の整備、例えば足りないものがあつたときに取りに行くと、それは取りに行けるんでしょうけれども、これの管理は二重管理になるような気もするんですが、その辺はどういうふうに考えておるか聞きたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいま指摘のとおり、閉校後に関しましては、施設管理について財政課という事で移管をいたします。その施設内に残ると予想される備品につきましては、教育目的の備品が数多くありますので、名称とか用途、そういったものについてもある程度知識がないと対応がし切れないものもあるかと思ひます。引き続き学校教育課も管理にかかわるというような形で、その中で今後の処分について検討を進めていくのが妥当であるというふうと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） やはりこういう時期ですから、過渡期ですから、そういうことがあつても一向に構わないと思ひます。ということで有効処分をしていただきたいと思ひますが、要望として、第2段階、教育的なものは別なんです、その中で町の管理になるものもあると思ひます。この中には、公的な施設とありましたが、町にはいろいろ公的な団体とか準ずる団体もありますので、そういうところが欲しいなという場合もあると思ひます。ですから、そういうものに対しての検討もお願いしたいと思ひます。

それではそれ以外で、非常に物品が教育財産、本当に宝の山だと思ひますが、4校分あるということはほぼ3校分が余ると。最近ではよく、廃校後に町の財政支援や東日本大震災の寄附目的で行われているオークションが非常に人気があると、行列もなすと、このようなことを聞いていますが、有効活用あるいは財政支援にもなると思ひますが、こういうオークションなどを行う考えはあるかどうかについてお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまネットオークションということでございましたが、長南町立何々小学校というような校名が入つた備品がネットオークション等に出回つたり、また、転売の対象になつたりということは避けたいというふうと考えております。教育目的で買われた備品でありますので、他市町村に出してしまうものもありますが、どこかの児童・生徒のために活用いただければというふうと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） オークションというのはネットだけではないんですけれども、普通に平場で、名前が入っているということは割ればいいかもしれないし、その辺は特に言いません。そういうこともあるんだということで、今回、特に閉校の中で、学校の教育委員会のほうも、あるいは学校の関係者も余裕がないと思うので、そういうことも今度は町が引き継いでも、そういうオークション関係も考えてみたらどうかということで提言して、終わりにしたいと思います。

最後に、今まで話を聞いていて、また質問して、今日も聞いていて、閉校を控え、閉校行事、統合準備で、先生方も教育委員会もなかなか余裕がなくて、時間も人手も予算も足りないと思いますが、特に閉校や統合で人員は増員されているのか。また、統合小学校移行に際して特に引っ越しなどは、4校分であるし、短期であるし、閉校行事の後のわずかな時間だと考えられるので、混乱も予想されます。町の一大行事として町に応援要請をしていくとか、そういう考えはないかどうか伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） 残念ながら人員の増員といったものはございません。人員の不足と短期間にどうしても作業が集中するということから、おっしゃるとおり大変な作業になるのではないかとこのように想像はできます。大丈夫かとご心配をいただきましたが、何とかなるように計画はさせていただきたいというふうに思います。

応援要請というお言葉がございましたが、応援要請につきましては、必要に応じてお願いをしていきたいというふうに考えております。その節はご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） これは私のほうからの要望として、統合というのは非常に大きな事業、しかも4校が1校になると。今後こういうことは起きないと思いますので、町も美談を一つつくるつもりぐらいで、統合小学校の移転とか移行に際しては町は全力を挙げているんだと、全面的に応援しているんだと、応援要請がくればぜひ手を貸しますよと、そんなようなつもりでお願いしたい。

それから、本筋である備品関係については、役立つものはなるべく処分せずに再利用できるよう、引き継ぎを行う財政課とよく協議と協力して、スムーズに移行できるようにお願いして、次の件名に入っていきたいと思います。

それでは件名の2件目です。

昨年度の歳入について、特別土地保有税が3億8,667万円、延滞金で2億9,248万円などや、地方交付税、県の支出金の増加も加わり、27年度の一般会計の歳入は、前年度比18.5%の52億3,000万円と大きくはね上がりました。歳出は前年度比プラス1.6%の43億2,000万円と例年並みでしたので、差し引き9億2,000万円弱のプラスとなっています。これは町の11月広報でも町の財政状況として報告されています。繰越明許費もあるので実質は8億7,000万円弱のプラスとなりますが、それでも非常に大きな財政黒字となっています。

しかし、広報のほうには、この大幅な財政黒字分の処理について一切書かれておりません。このプラス分は一体どこにいったのでしょうか。28年度予算も8.0%と3.5億円増額になっていますが、ここに計上されているのでしょうか。それともどういう形で処理されているのか、これについてお聞きしていきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） ただいまの森川議員さんのご質問にお答えいたしますが、ただいま森川議員さんがおっしゃったように、平成27年度の一般会計の実質収支額は8億7,367万円、これは例年より非常に多い状況となっております。これは、特別土地保有税3億8,667万円と延滞金の2億9,168万円、合わせて6億7,835万円の収入が要因となっております。

また、平成27年度末での収入でありましたので、平成28年度当初予算には反映されておりませんが、最終補正において、耐震化を優先させた大規模施設整備事業への活用のための新たな基金の創設、また財政調整基金への積み立て等を行ってまいりたいと考えております。

現在はどのような形で処理されているかということですが、現在は、28年度予算に前年度繰越金として取り扱いをしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今お答え願ったことで状況がわかりました。

これに対して一言お願いをしておけば、広報、こちらのほうは非常によく報告はできているんですけども、やはり報告する側じゃなくて見る側がわかるようにしていただけたらというふうに私は考えるんですが、決算、収入と収支が9億2,000万円違うわけですね。これは一体どこにいったのかなと、普通だったら気がつくと思うんです。その場合に、やはり読む側が、9億はとりあえず繰り越したんだとか、そういうことがわかるように説明願えるといいのかなというふうに感じました。

それでは、要旨の2に入らせていただきます。

前段で確認した8億7,000万円弱の財政黒字は、28年度の当初予算には入っていない、最終補正という形で、耐震化を優先させた大規模施設整備事業への活用のため新たな基金の創設、または財政調整基金への積み立て等を行うということですが、そうですかと簡単にスルーパスできる金額ではないと思います。特に、特別土地保有税や延滞金の納税は予定していなかったもので、この金額だけで6億8,000万円と巨額で、仮に統合小学校の建設費を払っても1億円以上のおつりがくるといふ、まさに棚からぼた餅的な臨時収入だと思っています。

このことをわかりやすく身近な一般家庭で例にとると、430万円程度の収入があるとすると、68万円の臨時ボーナスが入った計算になります。ふだんから厳しい財政で、できなことが山ほどあるということを知っていますので、危急なことや特別な事業など、特にお金が生きる事業、余りお金をかけていない、あるいはかからないソフト事業に使えば、効果やインパクトがあると思いますが、少なくともまだ来年度の予算編成に間に合うと思いますので、町の考え方を伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 実質収支8億7,000万円、これについては、先ほど財政課長から話がありましたように、特別土地保有税関係の6億7,000万円余の金額が大きく起因しているわけでありますけれども、確かにおっしゃるとおり臨時的な歳入があったわけでありまして、町としても本当に助かっているところであります。この金額を、生活関連、今まで見送っていた事業に優先させてつぎ込んでいくというような話もあるかとは思いますが、思いますが、今、町が抱えている大きな問題、統合小学校が1つ片がつきました。次は何かといいますと耐震化の問題であります。公共施設の耐震化、特にこの庁舎については、大規模な地震があれば倒壊するのではないかというようなことすら言われております。防災の拠点施設としてしっかりしたものをつくっていかねばいけません。

この耐震化の問題については十数年前から言われていることで、もうとっくに終わってはいけません。公民館もしかりです。不特定多数の方が集まる公民館ですらまだ耐震化が済んでいないということになりますと、これはもう行政の責任になるわけであります。さっきも言ったように十数年前に終わってはいけません。

ただ、これからこの耐震化を進めていく上で、どうしても現金が必要なわけであります。いろいろと担当課のほうでは計画しておりまして、1億円ずつ5年かけて積んで庁舎を建てよう。さらに、1億円ずつ積み立てて5年後に公民館を建てよう。もう5年、10年、あつという間に過ぎてしまいます。したがって、この貴重な財源を、どうしてもやらなければならない耐震化にぜひ回していきたいというふうに思っております。思っておりますけれども、もちろん生活関連、福祉行政、教育、そういったものについては通年予算できちんと対応させていただきたいと、そんなように今思っているところであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 非常に順番というのは難しいと思うんです。通年予算、ですからこの8億7,000万、数字は違ってくるでしょうけれども、全部積むのではなくて、端数については、統合小学校、先ほど出た教員の配置問題、これは大きな問題ですからここに少し充てるとか、給食の問題も出ました。こういうところに充てるとか、町民が喜ぶというか、そういうものに少し考えていただければというふうに考えますので、その辺の順番を、少しは小遣いを父ちゃんにくれよと、そんな感じではないんですけれども、非常に耐震化は大事だと思っておりますけれども、その辺も考慮に入れてほしいと思います。

今、1億円ずつ5年間積んでいくという話がありました。その中で十分予算の活用をお願いした中で、耐震化を優先させた大規模施設整備事業の考え方について少しお聞きしておきます。

かなり前に戻って恐縮ですが、竹下内閣時代に国から毎年1億円ずついただいたものを積み立てて、たしか8億円ぐらいだと思っておりますが、ふるさと創生交付金を使って熊野の清水公園になりました。無駄とは言いませんが、町民全体の利益につながったかは疑問の残るところです。今回の黒字については町の税として得たものですから、町民全体の利益になるものに使っていただきたいと考えております。

先ほど大規模施設整備費の基金や財政調整基金に積みたいと言われましたが、役場、公民館、複合施設は、これは私はいいと思うんです。ただ、利益が町民全体に直結しないような渡邊辰五郎記念館などの箱物建設に

使用する可能性があるのかどうか、この辺、ちょっと確かめたいなと思っていますので、ご回答をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 8億7,000万円を全部耐震化のために積み立てようと、そういったような考えではございません。少なくとも必要な積み立ては確保していきたいということでもありますので、いろいろ総合的に予算編成の中で、必要な予算はきちんと措置をした中で積み立てていきたいというふうに思っています。

それから渡邊辰五郎記念館、これは確かに、私も本当は箱物はつくりたくないんです。本当はそうなんですけれども、これから公共施設をできるだけ整理統合して、縮小して、将来的にその維持管理費、ランニングコストを抑えていく、それが町の財政のためでもあるというふうに思っております。ですので、箱物は本当はつくりたくないんですけれども、ただ渡邊辰五郎記念館事業については、地方創生事業の一環として行っておりますけれども、基本的には町なかにかたくにぎわいを取り戻したいと。見ますと空き家、空き地が大変ふえています。昔の城下町、宿場町という面影がもうすっかり薄れています。もう一度、あの中心地を何とか盛り上げていきたいと、そういうような思いで、地域の皆さんのための施設というような位置づけをしたところがあります。

もちろん、その場所が渡邊辰五郎生誕地ということでありまして、施設の名称は渡邊辰五郎記念館ということでこれから整備をさせていただきますけれども、あくまでも町民の皆さんの憩いの場、そして東京家政大学との交流拠点というような位置づけをしております、辰五郎さんの偉業の中の展示をすることによって、外部から観光客を呼ぶんだと、そういったような概念は、今のところ私としては持っていません。結果として外部から人が来てくれればいいのかというような思いでいます。ですので、あくまでも町民の皆さんの憩いの場として整備するものであります。

ただ、さっきも言ったように、箱物は基本的には考えていませんけれども、これはさっき言った町の活性化のために必要だと。その維持管理についてはその施設で利益が上がるような、そういった構造にしてほしいということで検討委員会をお願いしております。したがって、カフェ、レストラン、そういったもので、東京家政大学との交流の中で独自のメニュー開発をしながら、結構人を呼べるのではないかなというふうな思いもしておりますので、その利益を上げて維持管理費に充てていくと、そういったような考えを持っております。これは外部的には地方創生の交付金を使ってやっておりますので、なかなかこれは、余り正直なことは言えないところなんですけれども、事の発端はそういう考えでいるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 一旦8億7,000万が町の財布の中に入れば、出るのは同じかもしれませんが、今回の特別入ったお金をそちらに直接回すのではなくて、今、町長がお話しされたように、地方創生として別枠で持ってきていただければと思います。

最後、この質問の要旨のまとめに入りますが、この8億7,000万、いろいろな人に聞いてみました。そうすると、よく考えて使うのが一番だと、妥当な答えばかり返ってきました。本当にそのとおりだと思います。

しかし、例で、蔵持地区の住民の立場でご紹介すれば、天然ガスの井戸設置等に関して、合同資源株式会社

のほうから300万、区の予算の4倍のお金をいただきました。しかし、定期預金にただけで、何かのときに使おうというだけで、50年間、利息はつかない、元金があるままなんです。これからもきっと使わないだろうと。これでは役に立たないわけです。ですから、決算特別委員会の報告にもありましたが、町のほうでも十分活用を考えていただいて、ぜひ町全体の利益になるようにお使いいただきたいと思います。そうお願いいたしまして、この質問については終わりにいたします。

それでは、最後の要旨の3番に入ります。

今回の高額納税していただいた複雑な経緯は9月議会で聞いていますが、事業体に責任のある大企業がいたから納税されたと思っています。今は事業体もかわり、今後は、同じ場所で違う事業の太陽光メガ発電の計画が進行中という話を聞いています。町はこのことについてどのように把握しているのか。また、このことは事業展開によって町税の確保にもつながると思いますが、町はどのように考えているか伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 私からは、開発事業の把握について回答させていただきたいと思います。

坂本地先における株式会社ルドルフ・シュタイナー・モルゲンランドの開発は、平成28年9月29日に都市計画法による開発行為の廃止届が千葉県に提出されまして、審査後、同年11月2日付で受理されたところでございます。この同一区域におきまして、株式会社ルドルフ・シュタイナー・モルゲンランドと新たに太陽光発電所を建設する会社による共同開発計画がありまして、現在、この事前協議の申し出が町へ提出され、開発協議会を経まして、各課において現在協議を行っているところでございます。

また、開発の利用計画につきましては、モルゲンランド「あしたの国」建設事業といたしまして、教育研修センター、多目的グラウンド等の用地といたしまして約3ヘクタール、太陽光発電所用地といたしまして約30ヘクタール、その他、未利用地、調整池等といたしまして約35ヘクタールとなっているところでございます。

今後は、事業計画の開発行為につきまして関係法令に基づく手続が行われ、事業が進展していくものと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） 森川議員さんから、町税確保を町はどのように考えているのかという2点目の質問でございます。先ほどの建設環境課長の答弁での、坂本地先の土地利用計画がされた場合の固定資産税につきましてお答えさせていただきます。あくまでも概算となりますこと、ご了承いただきたいと思います。

まず土地に対する課税でございますが、教育研修センターなどの用地が3ヘクタールといたしますと、課税額は100万円程度となりまして、太陽光メガ発電設備の面積が30ヘクタールとして、敷地面積が土の場合ですと250万円程度となります。そのほか未利用地など35ヘクタールにつきましては10万円程度でございます。

次に、償却資産に対する課税でございますが、土地の場合と違い、設備投資の状況によりまして試算するのは困難でございます。償却資産の税率等を申し上げますと、設備投資額に減価残存率及び税率1.4%を乗じまして課税させていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） まず最初に前段の部分、建設環境課長のほうにお聞きをいたします。

こういう事業を行うときには、町の同意がいろんな法律で必要だと思いますが、事業が進展していくものと考えておりますという回答がありましたので、各課で協議を行っているということですが、方向としてはこの事業は進んでいく、同意の方向ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 先ほども回答させていただいたんですけども、現在、開発の事前協議におきまして、各課に指摘事項がまとまっているところでございます。それに伴いまして、指摘事項を各法令等に照らし合わせまして、問題がないようであれば同意をすることになると思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） それ以上の進展はないでしょうか、事業が進んでいくというお答えの中で、税について確認させていただきます。

事業が展開された場合は、土地の固定資産税が360万円程度になると伺って、わかりました。ただ、できていない施設の試算は難しいということなので、私のほうで下調べをしたのは、太陽光発電の償却資産税を調べました。すると、太陽光発電の耐用年数は17年で、仮に1億円の施設であった場合、1年で131万円というような計算が載っていました。これを単純に、今回は40億円程度の施設という話を聞きましたので、単純に40倍していいと思うんですが、そうすると5,200万円ぐらいの固定資産税になるんですが、この私の概算は合っていますか。ちょっとそれは確かめ算を素早い計算でお願いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） 今の森川議員さんの設備投資額が40億円ということであれば、森川議員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 本当に速い計算、ありがとうございます。

できたらの話なんですけど、概算で固定資産税の合計は、土地税と合わせると5,500万から5,600万になるはずなんです。かなりの税収になると思っています。このほかに町民法人税というのがあられるらしいんですが、これは事業所が長南町になければ入らないし、決算でプラスになるかどうかもわからないので、これについてはちょっと差し控えさせていただきたいなと思っております。

そういうことで、最後に町長に聞きますが、非常に大型で70町歩近くの案件が、平成8年から土地の買収だけで一向に開発も進まずにありました。今回は新たな事業展開があり、これからわけのわからない事業に気をもむよりは、近隣でも行われている太陽光メガ発電で町税が入ってくる状況は、財政にとってもプラスというふうには私は考えますけれども、町のトップとしては、こういう事業についてはどういうお考えであるか伺い

たいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今回の太陽光メガ発電の開発、これによって一定の税収が入るということで、歳入増につながっていくわけでありますので、このことについては町としては大変喜ばしいことだというふうに思っております。

ただ、この70町歩、平成8年から塩漬けになっていたということでありますが、これが早く開発されていたらというようなことのお話もあるのではないかと思いますけれども、これが現在に至ったがために、先ほどの特別土地保有税の6億7,000万円が歳入となっているわけであります。したがって、どっちがよかったかということについては一概には言えませんけれども、今現在においては特別土地保有税制度もなくなっているわけですので、もし開発計画があれば早目に開発をされて、こういう税収アップにつながっていただければいいのかなというふうに思っています。

太陽光メガ発電がいいのか、また違った企業に入ってもらった方がいいのかというのは、一概には言えませんけれども、とにかく町の発展のためには、雇用を生み、地域がにぎわい潤っていただければ、そういった企業には来てもらいたいなというふうに思っています。

それから、わけのわからない事業に気をもむよりというような森川議員からお話がありましたけれども、森川議員にとってわけのわからない事業であったとしても、私どもとしては、常に地域の活性化、町の発展のための事業として、よく考え、悩み、気をもんでいるところでありますので、そのことについては申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 最後に要点的にお話しさせていただきますが、わけのわからない事業というのは、揚げ足をとっている、そういう発言ではございませんので、転売をされたりとか、今後できなかつたりと、長南町のどこかに核の施設があるとか週刊誌に載ったことがございますので、そういう将来的に不安な、もっと悪い事業になるというような意味合いでございますので、何か今お話を聞いていると、違うことに勘違いされているような気もいたしますので。

それで、とにかくこういう事業がまた新たに始まっているということです。これについては、今、町長がおっしゃられたように、税収確保の観点もあるでしょうし、環境の面もあるでしょうし、いろいろな観点から十分検討していただいて、これを活用されるようにぜひお願い申し上げて、私の一般質問を終わりいたします。

○議長（板倉正勝君） これで5番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開につきましては3時10分を予定しております。

（午後 2時48分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） 11番議席の丸島なかでございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。今年最後の質問となりました。町民目線での質問ですので、温かな、また明快なる答弁をよろしく願いいたします。

まず、1点目の認知症対策についてお伺いをいたします。

高齢化の加速に伴いまして認知症が急増している状況でございます。今や65歳以上のほぼ7人に1人が認知症と言われております。警視庁によると、認知症が原因で行方不明になったという届け出は、平成24年9,607名、そのうち359人が発見時に死亡していたという、また、徘徊症状のある認知症の男性が電車にはねられ死亡した事故は、皆さんのご記憶にもあると思います。認知症患者の同居家族の介護負担は、それこそ大変厳しいものがあります。

我が町の認知症患者の方は、26年11月は368人とお伺いしましたが、2年経過して現在444人、人口が減少している中で確実に増加しているのが現状でございます。

厚労省は、2013年度認知症対策5カ年計画を策定して、計画の柱としては早期診断と早期対応ということでございます。これまでの認知症対策は、症状が悪化してから医療機関を受診する事後的な対応が中心でありました。このため、認知症になると自宅で生活することが難しく、施設への入所や精神科病院に入院するしかないという考えが一般化しておりました。しかし、5カ年計画では、この考えを一変させ、早期診断に重点を置くことで、たとえ認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられる社会を目指すというものです。

認知症も、その前段階である軽度認知障害のうちに対応をすれば、入院することなく生活できますが、軽度認知障害は加齢に伴う物忘れと似ているので、判断が難しく、放置しておくとも5年間で約半数が認知症に移行してしまうとの研究報告もあります。また、認知症は誰もが発症する可能性がある疾患でありますので、軽度の認知症を早期発見することが重要とのことでございます。

最近では、住民の皆様への認知症に関する相談支援の強化といたしまして、ホームページで、パソコン、携帯、スマホから簡単にチェックできる認知症簡易チェッカーが導入されております。本町でも、認知症を早期発見することは、相談体制の強化にもつながる認知症簡易チェッカーの導入の考えはないのかお伺いします。

あわせて、居場所づくりとして認知症カフェの取り組みについてですが、国は、24年9月に策定した認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランの中で、認知症カフェを今後の対策の柱の1つとしています。

認知症カフェについてであります。高齢者福祉に関する次期計画の中に、認知症カフェの設置に向けた取り組みを盛り込む方針を打ち出しております。

東京目黒区でスタートした認知症カフェでは、ケアマネジャーの資格を持つ女性などが加わり、認知症状のある患者の家族などが気軽に悩みや不安を相談でき、家族同士が交流をし、コーヒーやお茶を飲みながら和やかに懇談をしております。身近な地域で気軽に立ち寄れることができる家族同士の交流を通じて、早期発見、早期治療につなげることもでき、症状の進行を遅らせる効果もあり、自宅に引きこもりがちな認知症状のある

高齢者が社会とつながる居場所となっているということでございます。

本町でも、地域高齢者の居場所づくりとして、誰でも気軽に利用できるサロン活動が、地域住民、ボランティアが主体となり、自宅から歩いていける場所に居場所として、空き家や空き店舗を活用したサロンが開設されたらと思っております。本町の居場所づくりとしてのサロンの充実とともに、認知症対策として、サロンが認知症カフェとしての相談体制の機能を持った取り組みとして、町として発展拡大させる考えはないのか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 丸島議員のご質問で、認知症について年々ふえていくと。その対策が必要なことについては、今お話があったとおりだというふうに思います。私のほうからは、認知症簡易チェッカーの導入、そして、引きこもりを予防する認知症カフェの導入というんですか、助成についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

本町では、認知症の早期発見、早期支援に向けて、来年度に認知症初期集中支援チームというものを編成しまして、初期段階の認知症の方の発見と、集中的に介護サービスや治療に結びつけるための支援を行っていく予定であります。メンバーとしては、認知症サポート医、医療福祉関係の職員となります。

今、丸島議員のほうからいろいろと詳しい説明があったわけですが、認知症の簡易チェッカーや認知症カフェなど他市町村での新しい試みについては、情報収集に努め、本町の地域性に適しているかどうか、また、必要なものなのかどうかを調査検討して、判断してまいりたいというふうに思っております。

いろいろお話のありました認知症をめぐる状況については、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 丸島議員さんのほうから、町の支援体制の充実というお言葉がありましたので、それに対して少しお答えさせていただきたいと思っております。

日本の平均寿命は、一昨年、男女とも80歳を超え、今年も伸びている状況です。寿命が延びるということは本当にいいことですが、避けられないのが認知症の発症率の増加となります。

厚生労働省では、先ほど丸島議員さんの数字でも少し出てまいりましたが、2025年に認知症の患者数は全国で700万人を突破すると推計をいたしております。これは65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症を患うという計算になります。2011年時点の推計が約462万人でしたので、約10年で1.5倍にふえる見通しとなっております。国では認知症施策推進総合戦略を打ち出し、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の容態に応じた適時適切な医療、介護等の提供など7つの柱に沿って、認知症の方が住みなれた地域のよい環境で自分らしい暮らしを続けるための施策を総合的に推進していくとしています。

各市町村では、この総合戦略を受けて、各市町村の地域性に合った対策等を講ずることになりますが、認知症の簡易チェッカーのホームページへの掲載や認知症のカフェの助成もその一つとなります。総合戦略の一つの柱にあるように、町民全体が認知症への理解を深め、予防に努めることとなります。認知症サポーター養成講座や、カラダ健康教室の開催を通して、町としては正しい認知症の理解の普及を図ってまいります。

認知症の予防にはいろいろな手法があるとされていますが、その一つの大きなものとして効果があるとされているものは、社会参加により脳の活性化を促し、認知症になるすきを与えないということがよいとされています。仕事を続けることやボランティアに参加すること、趣味を持つことなどを通じて、積極的に社会参加をすることは、認知症予防に大きな効果があるとされています。

町の老人クラブの活動、公民館の高齢者教室、社協で行う和気あいあい事業やふれあいサロン、シルバー人材センター、体育祭やフェスティバルなどのイベントなど、認知症の予防に主眼を置いているものではございませんが、高齢者率の高い本町にあっては、これらの事業の充実、高齢者の積極的な参加を促すことが、町の活性化、ひいては高齢者の認知症の予防に大きくつながると考えております。

先ほどカフェという話がありましたけれども、町では、カフェという名前は使っておりませんが、引きこもりがちな認知症にかかりそうな高齢者に対しては、ザイクスヒルに委託をしまして、元気教室等で、ちょっとしたデイ・サービスなんですけど、そういったものもやっておりますので、そういった事業の充実を図ってまいりたいと存じていますので、よろしくをお願いします。

私からは以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 今、答弁にもありましたが、認知症に対しては早期発見、早期相談、早期支援は本当に重要であるということで、本町でも、いつでも気軽に相談できる窓口の設置、運用、多様な支援の仕組みづくりがザイクスヒルとかもやっているということでございますけれども、こういう仕組みづくりが課題だと思います。

認知症を自己診断できる認知症簡易チェッカーは、認知症について考えるきっかけもつくるということで、早期受診につながる啓発のためにも有効であると考えます。また、費用面なんですけれども、初期導入費用は3万円程度ということで、当初費用は6万円の費用で済むようですので、前向きに検討をお願いしたいと思います。

また、認知症カフェについては、近隣市町村をちょっとお聞きいたしましたら、市原市は幾つもあるようですけれども、茂原市においても五、六カ所程度、今やっているということをお聞きしました。そして、多くの方が利用されているということでございます。また、昨晚もテレビで、認知症カフェが今急速にふえているという特集のようなものを夕方やっておりました。カフェの取り組み事例を見ますと、運営団体は、認知症の医療にかかわるクリニックや病院関係者、また介護施設やグループホームなどの介護関係者、ボランティア団体、家族の会等、多様であります。

また、先ほどの答弁の中にもありましたが、来年度に認知症初期集中支援チームを編成して、支援を行っていただけるということですが、認知症簡易チェッカー、また、認知症カフェの前向きな検討をお願いいたしまして、1点目の質問は終わらせていただきます。

次に、2点目のAED設置についてお伺いをいたします。

昨年12月にこのことは質問をしました。町内にはAEDが公共施設等全部で29施設、32台設置をされているということで伺いました。

現在、日本は世界で最もAEDの普及が進んだ国となっているということです。しかし、日本では年間7万

人を超える方々が突然心停止となっており、心停止となった際にAEDが使われるケースはほんの一部であり、AEDを効果的な場所へ配備をし、有効に活用すれば、救える命はたくさんあると言われております。本町でも公共施設などにAEDの設置が進んでおりますけれども、それを利用できるのは平日の昼間の時間帯が多く、夜間及び休日は施設が施錠されているため、利用できない場合が多くあります。

そんな中、静岡県三島市、また神奈川県大和市とかでは、市内の24時間営業のコンビニエンスストアに協力を依頼して、市が店内にAEDを設置して、24時間利用しやすい体制を整備しているということで、迅速な119番通報、心肺蘇生の実施、迅速なAEDの処置による一次救命措置、そして医療従事者による二次救命措置、これらを迅速かつ正確に行えることが救命率向上につながると考え、24時間利用可能なAEDの設置場所として、町内のコンビニエンスストアに設置することについて町としてはどうお考えになっているか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） コンビニにAEDを設置する考えがあるかというご質問でございますけれども、集客の多い企業では、社員や来客者の安全・安心を守るための一環といたしましてAEDを設置いたしまして、社員教育を行い、意識向上に努められています。また、AEDを設置される企業は、機器類の適切な管理はもちろんのこと、何よりもいざというときに使用できる人をふやし、緊急時に備えているものと思います。したがって、AEDの設置を町がお願いするというより、企業が独自にその意識を持って積極的に設置されることを望みまして、その判断は企業に委ねたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 一般の方のAEDの使用が認められるようになって10年が経過しているということです。救急救命講習の受講は任意であることから、町民のAEDに関する知識が十分であるとは言えず、緊急時に適切な行動をとることはなかなか困難であるなど多くの課題もありますが、24時間利用可能なコンビニエンスストアに設置することにより、救命率の向上と町民に安心感を与える効果も期待できると思います。このようなことから、コンビニエンスストアの設置については非常に有効であると考えますと、こういう意見もいろんな方からお伺いしております。

今、何がネックになって企業に委ねたいと考えているのか、財政面なのか、それとも防犯面なのか、もう一度お伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） これは今申し上げましたように、社員であるとかそういった人が、いわばAEDの使用法であるとかそういったものを熟知していただいて、救急救命に意識改革を持って取り組むことがまずは第一ではないかと。町がお願いして設置するよりは、まずそういった意識を持つことが先であると思っております。そういったことで、その判断というのは、それぞれのコンビニであったり企業に委ねたいということでございます。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

今、総務課長からお話がありましたけれども、コンビニに置かせていただくというのは、内部に設置するものと、また屋外に設置するものと、2通りあるそうなんです。それで、お部屋の中なら大丈夫なんですけれども、やはり屋外に置くとなりますと、防犯的な面もちょっと心配だなということもありますし、自販機の下にボックスのようなものがあって、その中にAEDが設置されているんだそうです。中は安心だし、外もそういうわけで、外の自動販売機の下にボックスのようなものがあって、そこにAEDを入れてある自動販売機があるということで、私がちよっと調べたところによりますと。また、24時間営業しているので、屋外といっても店員さんがいらっしゃいますので、そんなに盗難に遭うということは低いと思うんです。

また、先ほど課長が言われたように、店主とか従業員の人が、それを置くことによって、例えば使えない、また、もし残念な結果にならないとも限らないわけですよ。そういうときに責任を負う、逆にお客様から、せっかく置いてあったって助からなかったじゃないかとか、そういうふうに追及されたり、そういう危険なことも十分考えられて、そのお店の社会的責任から言えば、コンビニに設置をしていくということは、当然、そちらの企業側の社会的責任も出てくるんじゃないのかなと、そういうことも考えるし、そこが大変心配なところなわけですけども、でも、ただ置かせてもらうということだけで、あとのことは、これは置いてあります、でも店員さんとか店長さんとかは一切関係ありませんという、そういう表示をしてあるそうなんです。だから、課長が言われたようなことは心配ないと思います。そういうふういきちっと表示がされているそうですので、先進地のところでは。だから、教育を受けて、しっかりやれるようになってから置きますよとかということではなく、それはないということで心配要らないということですので、置いてあるだけなので、使用は使用する方、また、その店の者は一切使えませんという表示を書いてあるそうなんです。このようなことですので、ぜひ前向きに検討していただければありがたいなと思います。

それで、私、財政面のことは、特にお話はそちらからはありませんでしたけれども、町がリース契約をしている実績というのは1カ月当たり1台4,212円とかで、これを12カ月を掛けると5万444円ですか、そうすると、1年間の経費がこれですので、長南町には3カ所のコンビニがございますので、3カ所掛けますと15万1,632円、毎年費用を負担しなければいけないという、財政的には十五、六万ということになりますので、ぜひとも前向きに検討をお願いできればありがたいなというふうに思います。

それでは次の質問に移りますけれども、AED設置場所のマップを作成してホームページに載せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） マップの関係も前回お答えさせていただきましたけれども、これは作成しなかった理由といたしましては、当然、企業には、取りつける企業もあれば、逆に撤退もしくは撤収等をする場合、さまざまでございますので常に移動が考えられますので、町全体でマップをつくって管理するというのは非常に難しいものですから、作成のほうは今現在考えておりません。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 次に移ります。

来年4月から4小学校が空き校舎になります。そこに取っつけてあるAEDはどのようにされるのか、お聞きをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） ただいまの4小学校、現在使用しているAEDにつきましては、今後、統合小学校、また長南中学校、改善センター、児童クラブ、4つございますが、そちらのほうに更新予定をしたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わかりました。

次に移ります。AEDの使用方法ですけれども、私も10月に行われた町の防災訓練のほうに参加をさせていただいて、実際にこのAEDの講習を受けました。救命講習を受講した後に、間があいてしまうと操作方法に不安が生じてまいります。そういうことで、AEDの使用方法について、初めての人を対象に映像でわかりやすく説明をして、救命講習の再確認としても広く活用いただけるものと考えております。AEDの使用方法を動画でホームページに載せていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） AEDの取扱方法は、広域消防が専門的に講師など行っていますので、広域にも協議をいたしまして、どのような方法がよいのか、これは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ぜひ協議をして、前向きに検討をお願いしたいと思います。

32カ所町内に設置をしてあると聞いて、私もびっくりしているんですけども、そんなにあるんだということで、どこにあるのかはつきりわからないというのも現実でありますので、先ほどのホームページに載せていただければということになるんですけども、そういうときに、それがもしわからなくても、コンビニ3カ所に置いていただければ、コンビニの場所は、町内の方はもちろん、町外の方も皆さんご存じだと思います。場所もどこだなどということわかりますので、そこを目指して行けばAEDがあるということがわかりますので、コンビニに置いていただくのが一番わかりやすいと考えます。

費用負担を考えても、手間を考えても、コンビニに置いていただくということはすごく効果的ではないかというふうに思っております。ぜひとも前向きに考えていただいて、まずは安心・安全の町、長南町をリードしていただくために、そういった一つのアピールになると思いますので、ぜひとも前向きに検討していただき、安心・安全の町をつくっていただきたいと切望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日 8 日は、議案調査等のため休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

明日 8 日は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

9 日に会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時40分)